

佐野市次世代育成支援行動計画

後期計画（平成 22 年度～平成 26 年度）

子どもが育ち 親もまた育つ まちが子育て応援団

- 「おもいやりの心！」職場も家庭も笑顔でいっぱい -

平成 22 年 3 月

はじめに



我が国における少子化は急速に進行しており、全国の合計特殊出生率は平成 17 年に 1.29 と過去最低となりました、その後は、1.32、1.34、1.37 と 3 年連続上昇しているものの、人口を維持できる水準と言われている 2.08 を大きく下回っています。

一方、65 歳以上の高齢者の人口は増加の一途をたどっており、少子高齢化は我が国の経済、社会保障などあらゆる分野に深刻な影響を及ぼすことが懸念されたため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律により、すべての自治体が次世代育成支援にかかわる行動計画を策定することになりました。

佐野市においても平成 17 年 2 月に「佐野市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、未来を担う子どもの健やかな成長を応援するための施策に取り組んでまいりました。「前期計画」は、計画期間を平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間としております。今回策定する「後期計画」は「前期計画」に必要な見直しを行い、平成 22 年度から 5 年間の行動計画を定めています。

「後期計画」では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進が求められる中、家庭はもとより、学校、地域、企業、行政などが、それぞれの役割を担いながら、子どもの成長と子育てを通じた親の成長を応援していくための環境づくりを総合的に推進することとしています。

今後も「子どもが育ち 親もまた育つ まちが子育て応援団」という基本理念に基づいた各種事業を推進してまいりますので、市民の皆様によりいっそうのご理解とご協力をお願いいたします。

また、計画の策定にあたっては「佐野市児童福祉推進委員会」でご審議いただき、委員の皆様にはたいへんご尽力をいただきました。委員の皆様、並びに関係各位に心からお礼申し上げます。

平成 22 年 3 月

佐野市長 岡 部 正 英

こどもの街宣言

あすの佐野市を担い支えるすべてのこどもの素晴らしい未来のために、親が、家庭が、学校が、地域社会が、こどもを大切に育て、見守り続けるこどもの街を宣言します。

こどもは、人間として尊重される。
こどもは、よい環境で育てられる。
こどもは、自由に意見をいい、社会に参加する。

- 1 すべてのこどもは、生命(いのち)を大切にする優しいまなざしに包まれ、すこやかに育てられる。
- 2 すべてのこどもは、真心あることばと愛情の中で、夢と希望をもち続けられるように育てられる。
- 3 すべてのこどもは、安全と安心を願う地域社会のきずなの中で、のびのびと育てられる。
- 4 すべてのこどもは、豊かな自然と街が調和した美しい環境の中で、清らかな心がみがかれ育てられる。
- 5 すべてのこどもは、遊びや生活の中で歴史と伝統を学び、おたがいの文化を理解する心が育てられる。
- 6 すべてのこどもは、ふるさとを支え、喜びを分かち合える大人になるように育てられる。

佐野市は、こどもたちと共にすばらしい未来をはぐくむことを信じ宣言しました。

目 次

第1章 行動計画策定にあたって

第1節 行動計画策定の趣旨	1
第2節 行動計画の性格と位置づけ	2
第3節 行動計画の期間	3
第4節 行動計画の周知	3
第1項 子どもへの周知	3
第2項 市民・団体等への周知	3
第5節 行動計画の策定体制	4
第1項 行動計画の策定体制	4
第2項 行動計画の点検・評価	4

第2章 佐野市の現状

第1節 少子化の動向	5
第1項 人口の推移と推計	5
第2項 年少人口の推移と推計	6
第3項 人口動態の推移	7
第4項 世帯数の推移	9
第5項 婚姻・離婚件数の推移	12
第6項 未婚率の推移	13
第7項 合計特殊出生率の推移	14
第8項 就業率の推移	15
第9項 産業別就業者割合の推移	16
第2節 児童人口の推移	18
第1項 保育所及び幼稚園の入園者数の推移	18
第2項 小学校児童数	18
第3項 こどもクラブ利用者数	19
第4項 中学校生徒数	19
第3節 ニーズ調査の現況	20
第1項 ニーズ調査の概要	20
第2項 ニーズ調査の結果からみる子育て家庭の現状	21
第4節 前期行動計画の評価	26
第1項 特定14事業の実施状況	26
第2項 前期行動計画の実施事業の達成状況	27

第3章 後期行動計画の体系

第1節 基本理念	29
第2節 基本視点	30
第3節 基本方針	31
第4節 基本目標	32
第5節 施策の体系	33

第4章 行動計画の内容

基本目標1 地域における子育ての支援	35
第1節 子育てに対する相談体制の充実	35
第2節 子育てに対する支援体制の整備	37
第3節 子育て支援のネットワークづくり	39
第4節 子育てに関する適切な情報提供の推進	40
第5節 子育てに対する経済的支援	41
第6節 ひとり親家庭の自立支援	42
基本目標2 子育てと仕事の両立支援	43
第1節 多様で弾力的な保育サービスの充実	43
第2節 放課後児童対策の充実	45
第3節 男女共同子育ての推進	46
基本目標3 親子の健康の確保と増進	47
第1節 母子の健康づくりへの支援	47
第2節 子どもへの医療対策の充実	49
第3節 思春期保健対策の充実	50
第4節 食育の推進	51
基本目標4 子どもが心身ともに健やかに育つための支援	53
第1節 家庭教育力の向上	53
第2節 次代の親の育成の推進	55
第3節 生きる力をはぐくむ学習環境の整備	56
第4節 信頼される学校づくり	58
第5節 幼児教育の充実	59
第6節 特別な支援を必要とする子どもへの対応	60

基本目標5 子どもの個性と創造性をはぐくむ環境整備	62
第1節 子どもの居場所づくりの推進	62
第2節 子どもの健やかな体づくりの推進	63
第3節 子どもの芸術文化活動の支援	64
第4節 子どもの国内外交流の推進	65
第5節 子どもの社会的活動の支援	66
第6節 子どもに身近な自然環境の保全	67
基本目標6 子どもにやさしい安心・安全なまちづくり	68
第1節 安心して子育てができる生活環境の整備	68
第2節 犯罪・交通事故等のない安全なまちづくりの推進	70
第3節 子どもを取り巻く有害環境対策などの推進	72
基本目標7 子どもの人権の擁護の推進	73
第1節 人権教育の推進	73
第2節 子ども参加型のまちづくりの推進	74
第3節 子どもへの虐待のないまちづくり	75
第4節 いじめ・不登校などへの対応	77

第5章 目標事業量

1. 通常保育事業	79
2. 延長保育事業	80
3. 夜間保育事業	80
4. 休日保育事業	81
5. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）	81
6. 放課後児童健全育成事業（放課後子ども教室）	82
7. 一時保育事業	82
8. 病後児保育事業（体調不良児対応型）	83
9. 子育て短期支援事業（ショートステイ）	83
10. 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	84
11. 特定保育事業	84
12. ファミリー・サポート・センター事業	85
13. 地域子育て支援拠点事業	85
14. 通学区域内の子育て支援施設のある小学校数	86
15. 障がい児受入可能な保育所数（すこやか保育事業）	86
16. 障がい児受入可能な放課後児童クラブ数	87

第6章 個別施策

1. 地域における子育て支援	89
2. 子育てと仕事の両立支援	92
3. 親子の健康の確保と増進	94
4. 子どもが心身ともに健やかに育つための支援	97
5. 子どもの個性と創造性をはぐくむ環境整備	101
6. 子どもにやさしい安心・安全なまちづくり	103
7. 子どもの人権の擁護の推進	104

資料編

行動計画策定までの経過.....	105
佐野市児童福祉推進協議会設置条例.....	106
佐野市児童福祉推進協議会委員名簿.....	107

第1章

行動計画策定にあたって

第1章 行動計画策定にあたって

第1節 行動計画策定の趣旨

社会全体に極めて深刻な影響を与える急速な少子化の進行に対応し、総合的な子育て支援の取り組みを推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方自治体及び企業は平成17年度から10年間の次世代育成支援に関する行動計画を策定することが求められました。このため、本市でも「次世代育成支援対策推進法」第8条に定める「佐野市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、子育て支援施策を実施してきました。

しかし、前期計画の初年度である平成17年度には、国の総人口が減少に転じ、合計特殊出生率^{※1}も1.26人と過去最低を更新しています。このため、国は平成19年度に『子どもと家族を応援する日本』重点戦略^{※2}を示し、少子化の背景を「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一の状況にあるとし、少子化対策を進めるにあたっては「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として同時に進めていく必要があるとしています。

平成18年以降の合計特殊出生率は上昇に転じていますが、晩婚化や未婚化の進行とともに、本市における出生数は減少傾向にあります。また、子育てにかかる経済的な負担感の増大、核家族化などによる家庭の養育力の低下、希薄となった近隣関係による孤立しがちな育児、不安感の増大など、子育てを取り巻く社会環境も変化しつづけています。

こうした状況を踏まえ、前期計画の見直しと評価、就学前児童及び小学生の保護者を対象としたニーズ調査を行って現状と今後の施策目標を把握し、国の示す方向性や子どもを取り巻く環境の変化に対応した次世代育成対策として本計画を策定しました。

なお、本計画は地域・企業・行政など社会全体で子ども自身の成長や子育て家庭を支援し、家庭において子育ての喜びが実感でき、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目的としています。

※1 合計特殊出生率

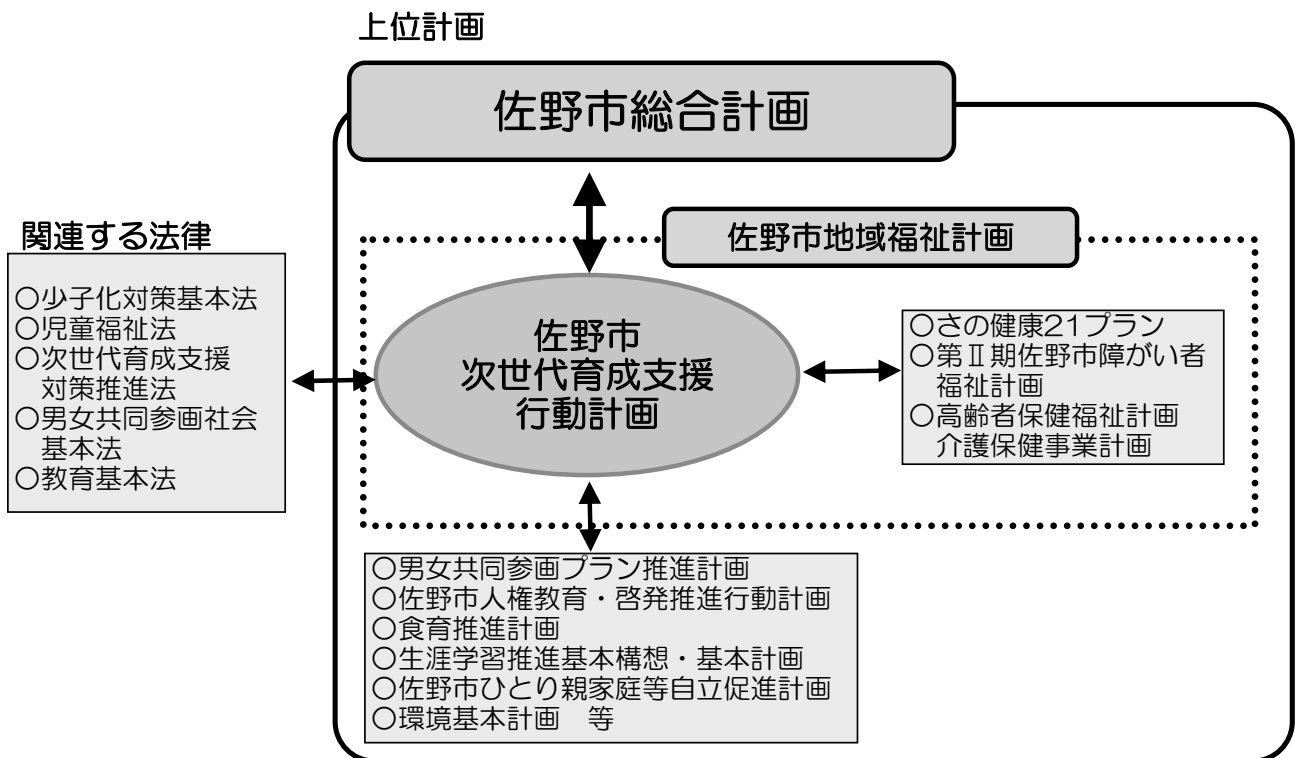
: 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。

※2 『子どもと家族を応援する日本』重点戦略: 「すべての子ども、すべての家族を、世代を超えて国民みなで支援する社会の実現を目指す」ことを目的に、平成19年12月に少子化社会対策会議で決定された政策。

第2節 行動計画の性格と位置づけ

本計画は「次世代育成支援対策推進法」第8条に定める市町村行動計画の後期計画であり、栃木県の「栃木県次世代育成支援対策行動計画“とちぎ子育て支援プラン”」との整合性を図りながら、本市の次世代育成支援の基本的な方向や子育て支援サービスを明らかにし、次世代育成支援対策の総合的かつ計画的な推進を図ろうとするものです。

本計画の策定にあたっては、上位計画となる「佐野市総合計画」を踏まえるとともに、国の「行動計画策定指針」を参考とし、その他関連する福祉関連計画とも整合性をもたせて策定しました。



第3節 行動計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画は、平成17年度から施行し、前期計画は平成17年度から21年度までの5年間、後期計画は前期計画の必要な見直しや改善を検討した上で、平成22年度から26年度までの5年間の計画を策定するものとします。



第4節 行動計画の周知

第1項 子どもへの周知

本計画は、子どもが豊かな心と主体的に生きるたくましい力をはぐくみ、それぞれの夢に向かって自立できる環境づくりを目指しています。

子どもの主体的・積極的な参加によりこの計画を推進するために、児童館活動などを通じて、子どもにわかりやすくこの計画の周知を図ります。

第2項 市民・団体等への周知

本計画は、男女が互いに尊重しあい、助けあいながら楽しく子育てをするゆとりのある家庭づくり、子どもがいきいきと学び・遊び、保護者が安心・信頼して働き・暮らせる頼もしい地域づくりを目指しています。

家庭、学校、地域、企業などで市民等の主体的・積極的な取組を促進するため、ホームページへの掲載等、計画の周知に努めます。

第5節 行動計画の策定体制

第1項 行動計画の策定体制

本計画は、次代を担う子どもが心身ともに健やかに育つための環境づくりを社会全体の課題としてとらえ、家庭や行政の責任にとどめることなく、その実現に向けて社会全体で取り組んでいこうとするものです。

そのため、本計画に掲げた施策をより有効なものとするためには、行政はもとより、家庭、学校、地域、企業などがそれぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力を図っていくことが必要です。

本市においても、計画の推進にあたっては、広範な分野にまたがる子ども施策について、関係部局間相互の連携・調整のもとで総合的に施策を展開するとともに、地域における関係者、企業などとの協力を図り、効果的な推進に努めます。

第2項 行動計画の点検・評価

本計画の進行状況の管理及び実施状況の点検・評価については、関係各課と連携し、市の情勢や地域を取り巻く環境の変化に応じて適宜見直しを図ることとします。

また、各年度の実施状況や点検・評価の結果については、ホームページや広報等により市民に公開し、周知を図ります。

第2章

佐野市の現状

第2章 佐野市の現状

第1節 少子化の動向

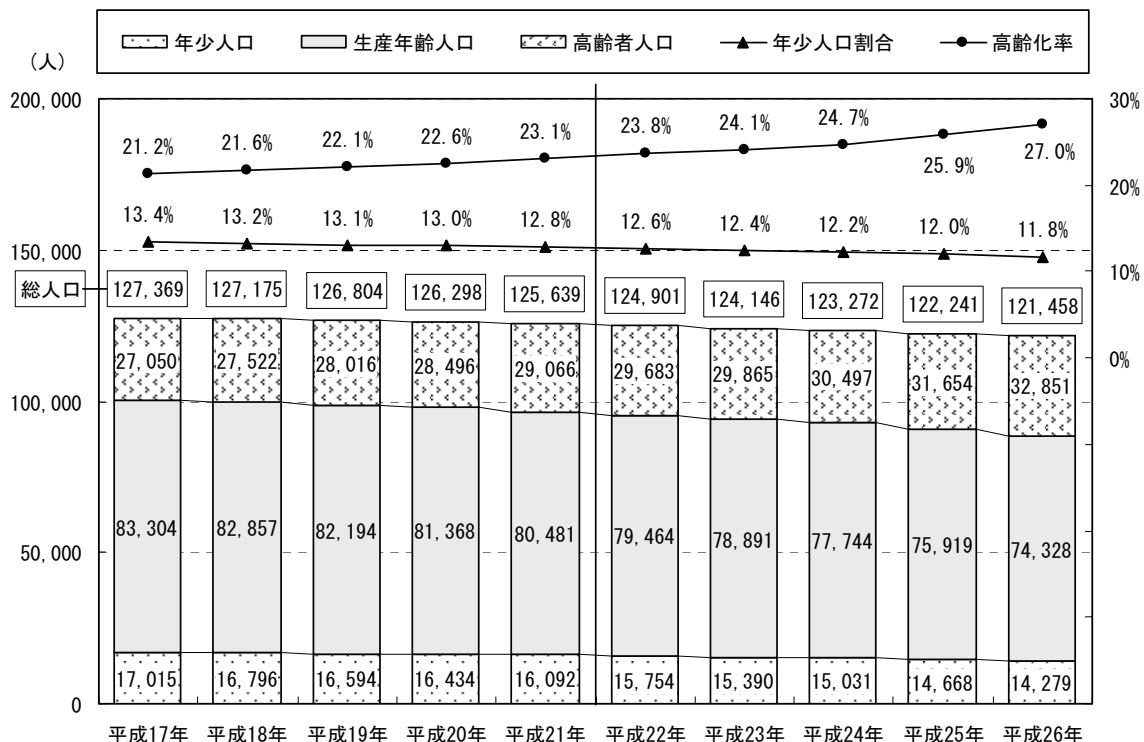
第1項 人口の推移と推計

本市の総人口は平成17年の127,369人から平成21年には125,639人と4年間で1,730人（約1.4%）減少しています。

年齢区分をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少している一方、高齢者人口（65歳以上）が増加し少子高齢化が進んでいることがわかります。

また、平成17年から平成21年までの住民基本台帳人口を基にしてコーホート変化率法※1により算出した平成22年から平成26年までの人口推計結果をみると、引き続き年少人口の減少が進むと予測されます。

■総人口などの推移



資料：平成21年までは住民基本台帳 外国人登録含む 各年4月1日実績値

資料：平成22年以降は平成17年から平成21年の住民基本台帳人口を基にしたコーホート変化率法による人口推計値

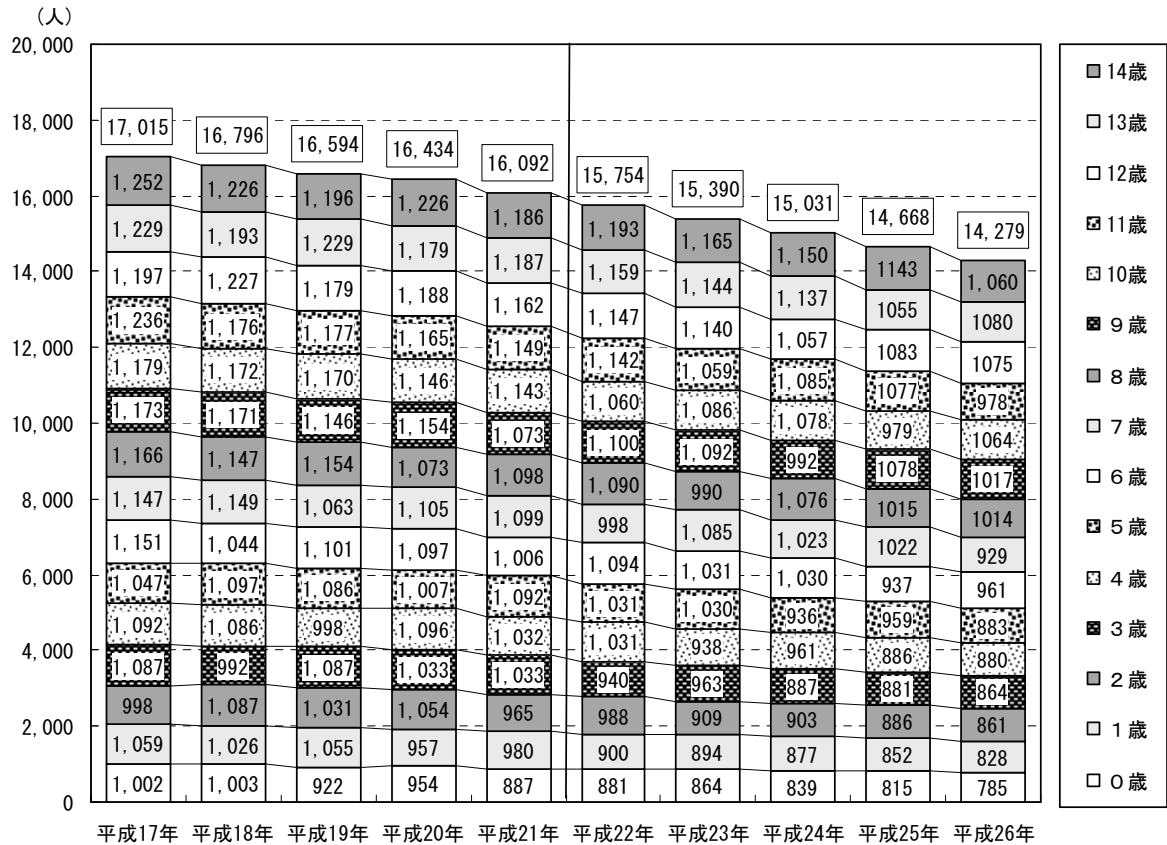
※1 コーホート変化率法：コーホート（同年（または同期間）に出生した集団）ごとの5年間の人口増減を
変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する方法。
0歳の子ども人口は、25～34歳女子人口との比率により推計。

第2項 年少人口の推移と推計

0～14歳までの年少人口の推移では、平成17年の17,015人から平成21年の16,092人と、4年間で923人（約5.4%）減少しています。

平成22年から平成26年までの人口推計の結果でも、年少人口の減少は続くと予測されます。

■年少人口の推移



資料：平成21年までは住民基本台帳 外国人登録含む 各年4月1日実績値

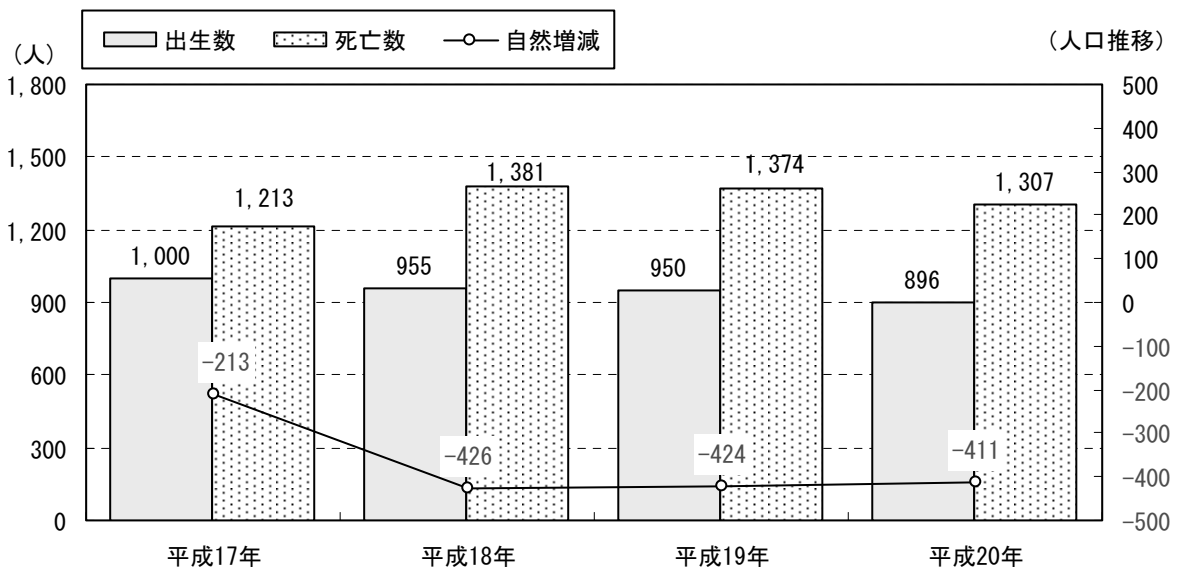
資料：平成22年以降は平成17年から平成21年の住民基本台帳人口を基にしたコーホート変化率法による人口推計値

第3項 人口動態の推移

出生数と死亡数の推移では、死亡数が出生数を上回っており、その差である自然動態はマイナスとなっています。

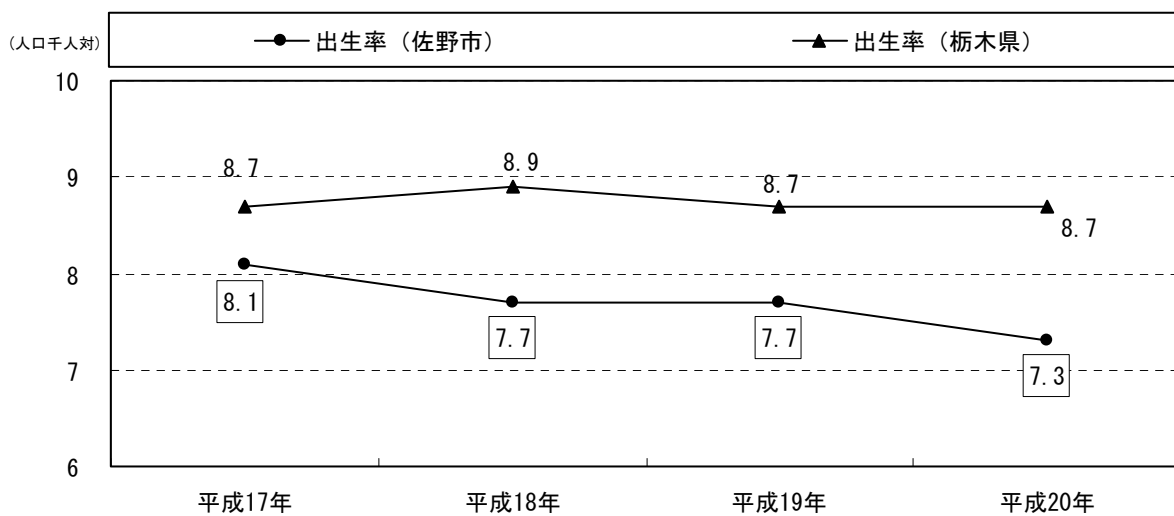
一方、人口1,000人当たりの出生率と死亡率の推移では、出生率は県より下回って、死亡率は約1ポイント上回って推移をしています。

■人口動態の推移



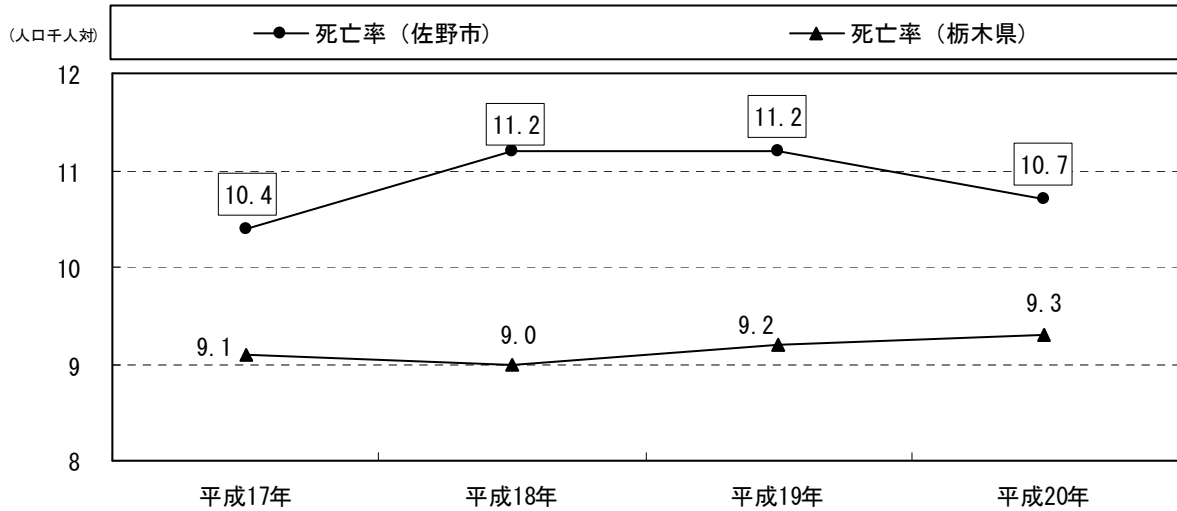
資料：栃木県人口動態総覧

■出生率の推移



資料：栃木県人口動態総覧

■ 死亡率の推移



資料：栃木県人口動態総覧

■ ポイント

1 人口

人口は、年少人口の減少と高齢者人口の増加により、相対的な少子高齢化が進行しています。また、生産年齢人口の減少により、今後の出生数の減少や社会経済への影響が懸念されます。

こうしたことから、新しい家庭を築く若年者世代の増加を目指して、就労環境や居住環境をはじめとする、子どもを生み育てやすい環境の整備が必要となっています。

2 人口推計

平成26年までの人口推計でも、平成22年以降も生産年齢人口と年少人口が継続的に減少することが予測されます。こうしたことから、年少人口の減少に歯止めをかけるための様々な取組が必要となります。

また、子ども数の減少によって、近隣の遊び仲間が少なくなり、子どもの社会性が育ちにくくなるといった影響も懸念されます。

【課題】

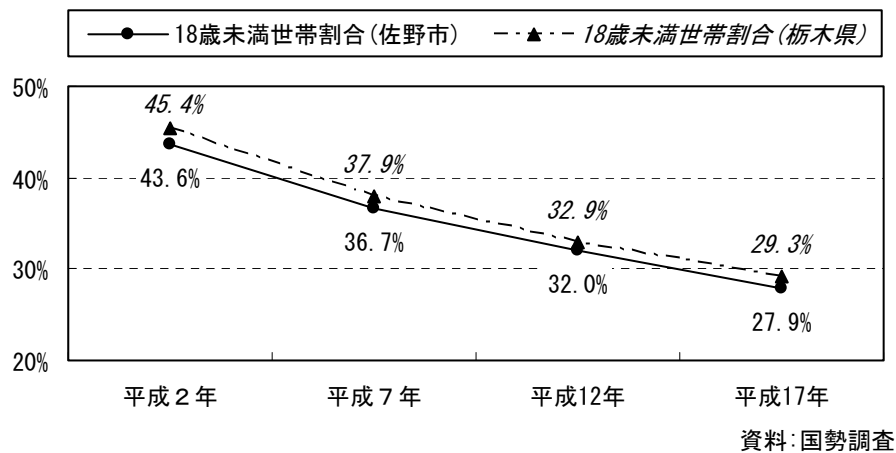
- ・子育て家庭にやさしいまちづくりの推進
- ・子育てしやすい就労環境づくりの推進
- ・地域の子育て参加促進
- ・子どもの社会性の習得促進

第4項 世帯数の推移

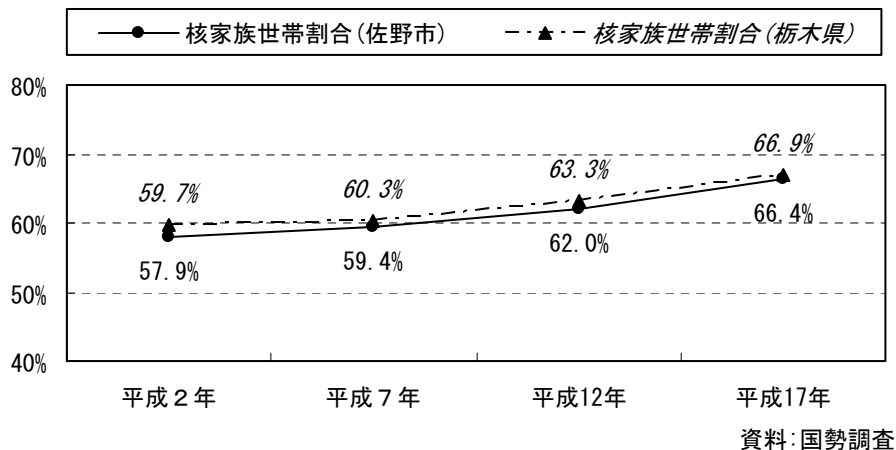
18歳未満の子どもがいる世帯の割合では、本市が県を下回った状態で、ともに減少傾向を示しており、平成2年の43.6%から平成17年の27.9%と15.7ポイント減少しています。

一方、18歳未満の子どもがいる世帯に占める核家族の割合は本市、県ともに微増傾向にあります。

■18歳未満の子どもがいる世帯割合



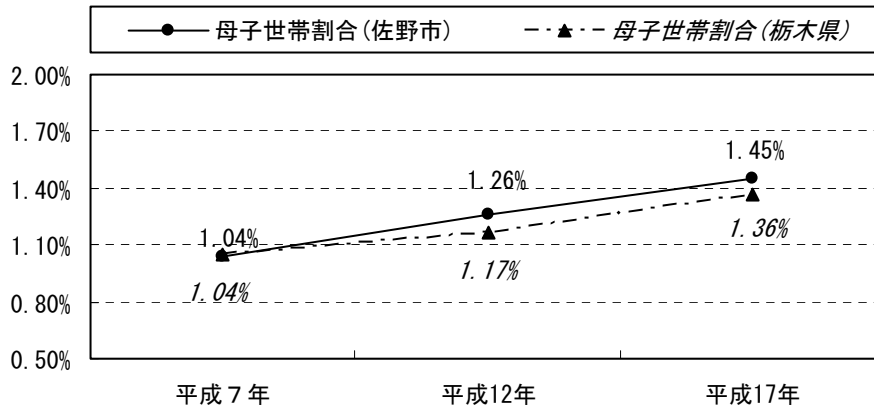
■18歳未満の子どものいる世帯数での核家族世帯割合



また、20歳未満の子どもがいるひとり親家庭（母子世帯、父子世帯）の割合をみると、母子世帯では県を上回って推移しながら上昇傾向にあり、平成17年で1.45%となっています。

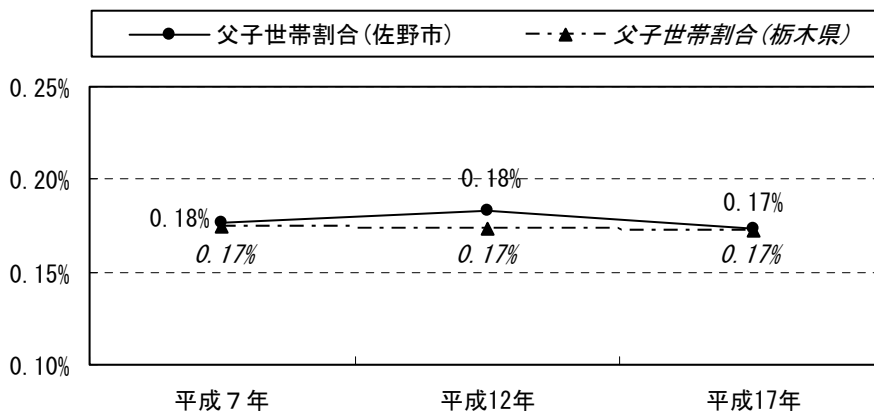
一方、父子世帯においては県と比べて大きな差異は見られません。

■一般世帯に占める母子世帯割合



資料: 国勢調査

■一般世帯に占める父子世帯割合



資料: 国勢調査

■ポイント

1 世帯

子育て家庭の核家族化と減少が進行しています。

周囲に同じ境遇の子育て家庭が少なくなることや祖父母世代からの育児支援が得られにくくなることから、子育てをする親の孤立感や負担感、育児不安の増大などが懸念されます。

こうしたことから、父親の家事・育児への参加促進など家庭内での育児力向上とともに、子育て家庭同士や地域との交流、気軽に相談できる体制の構築や情報提供体制の拡充など周囲の支援体制強化が必要と考えられます。

また、増加するひとり親家庭の子どもの健全な成長や、生活の自立を促進するため、子育てや生活、就業、経済への支援などを進めるとともに、精神的負担の軽減や児童虐待防止の観点からも相談体制の充実が必要となります。

【課題】

- ・ 男性の家事・育児への参加の促進
- ・ 子育て家庭の交流機会や相談機能の充実
- ・ 様々な情報提供の充実
- ・ ひとり親家庭への自立支援の推進

第5項 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は減少傾向、離婚件数はほぼ横ばいとなっています。

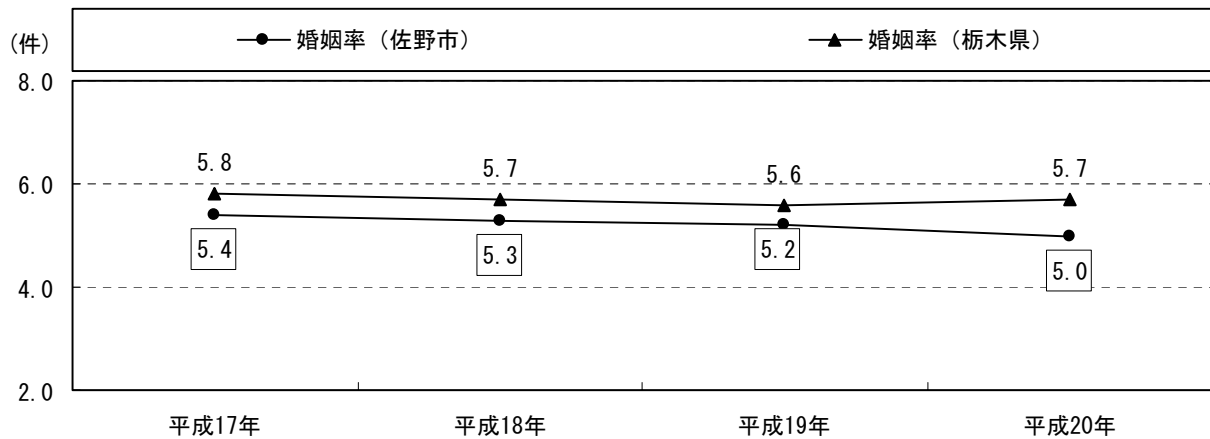
人口1,000人当たりの婚姻率は、県より下回って推移していますが、離婚率は、県とほぼ同様に推移しています。

■本市における婚姻・離婚件数の推移

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
婚姻件数	642	649	635	615
離婚件数	211	231	261	238

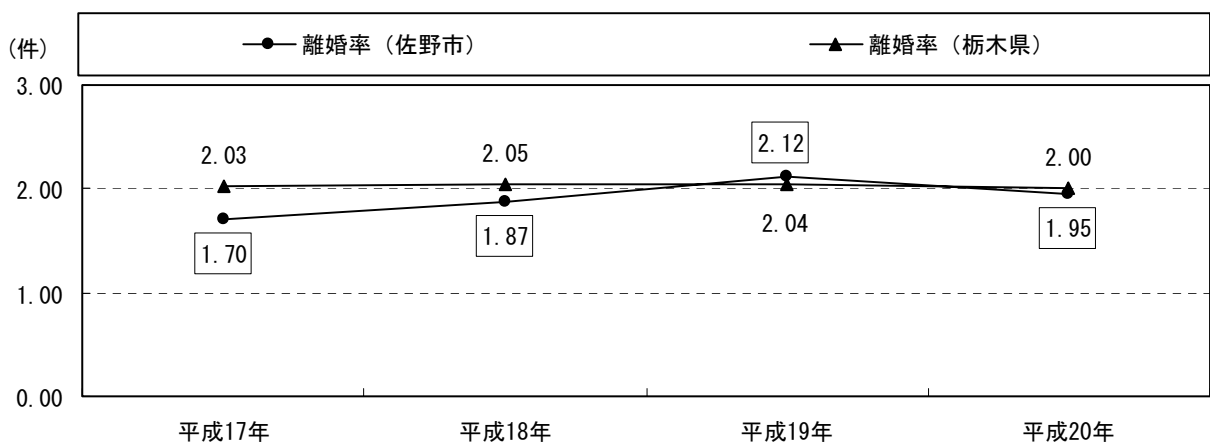
資料：栃木県人口動態総覧

■婚姻率の推移（人口1,000人当たりの件数）



資料：栃木県人口動態総覧

■離婚率の推移（人口1,000人当たりの件数）



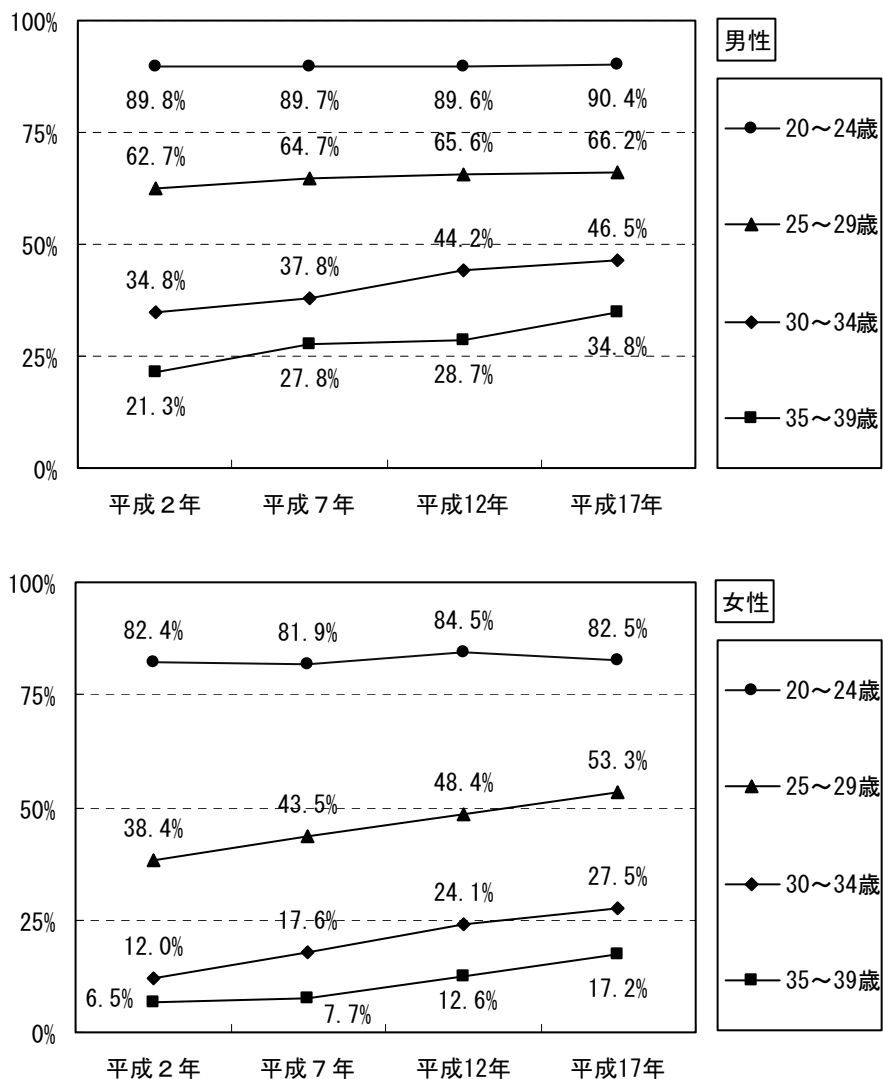
資料：栃木県人口動態総覧

第6項 未婚率の推移

未婚率では、男女ともに全年齢が上昇傾向にあることがうかがえます。

特に、女性の25～29歳の未婚率の上昇が大きく、平成2年では38.4%だったのが、平成17年には53.3%と14.9%上昇しており、晩婚化の現れであると推測されます。

■未婚率の推移



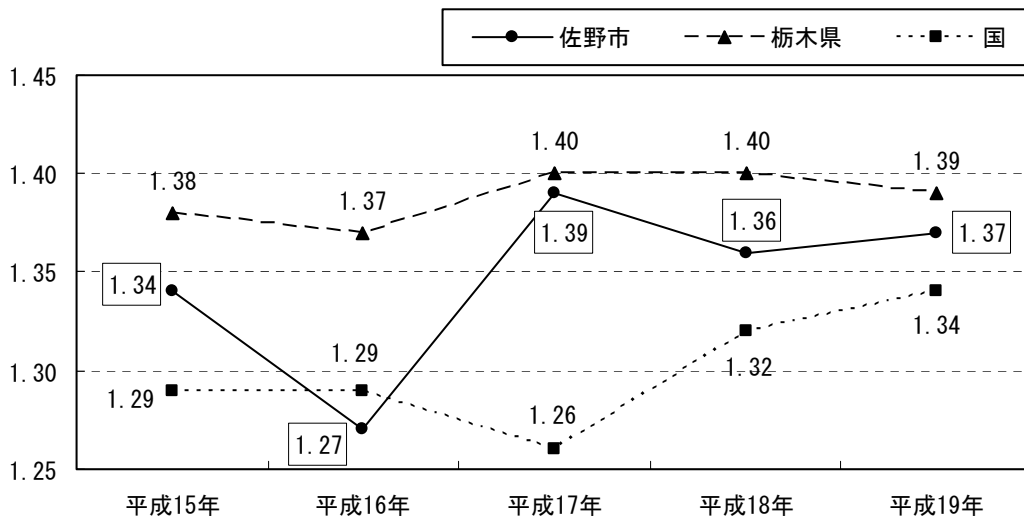
資料：国勢調査

第7項 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率をみると、平成16年に1.27と大幅に減少していますが、近年では本市、県、国ともに上昇傾向に転じていることがわかります。

なお、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率は2.08といわれています。

■合計特殊出生率の推移



資料:平成17年から19年は栃木県人口動態総覧 平成15年から17年は前期計画掲載値

■ポイント

1 結婚・出産

未婚率の推移では男女ともに晩婚化の進行がみられ、生産年齢人口の減少と相まって新しい家庭の誕生の鈍化が懸念されます。また、晩婚化が進めば、高齢出産などを理由として、1人の女性が生涯に産む子どもの数も少なくなることが考えられます。

こうしたことから、子どもを生き育てやすい環境づくりを推進し、若者世代が定住し、新しい家庭を築きやすいまちを目指すことも重要です。

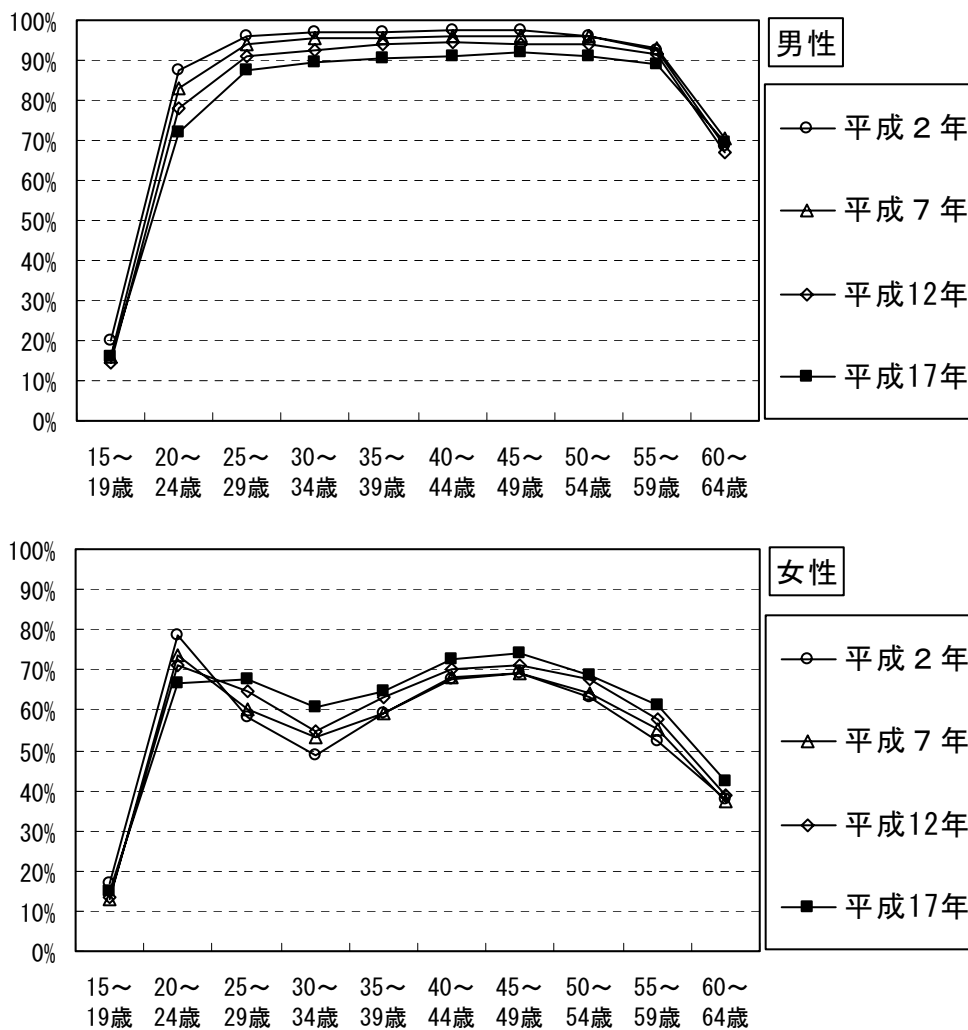
【課題】

- ・若者世代の定住化対策の推進
- ・新しい家庭を築く支援の強化

第8項 就業率の推移

男性の就業率は年ごとに低下していますが、女性では20歳代前半が高く、25～34歳の年齢層で低下しています。これは一般的に結婚、出産、育児期にあたるこの時期に多くの女性が退職しているためと考えられます。しかし、調査年次ごとに推移をみると、落ち込み部分である25～34歳において後年になるほど上昇傾向にあり、晩婚化による就業継続や結婚後も働く女性の増加によるものと考えられます。

■就業率



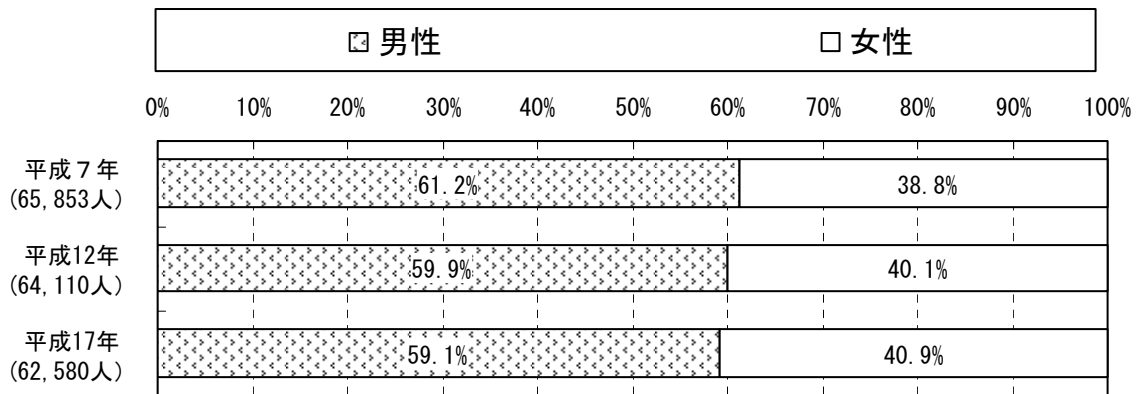
資料:国勢調査

第9項 産業別就業者割合の推移

本市の就業者数は減少傾向にあります。その中でも就業者の男女比を見ると、女性の占める割合が徐々に高くなっており、女性の社会進出が進んでいることがうかがえます。

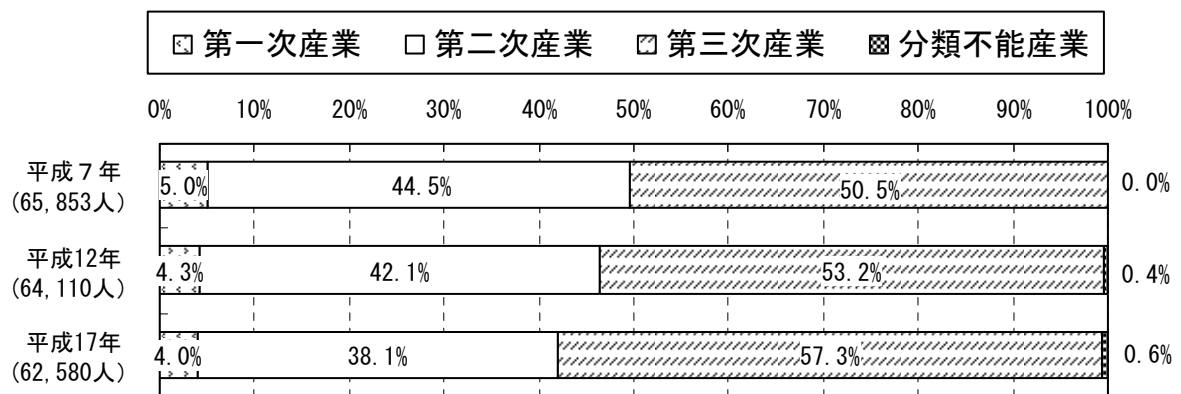
産業別就業者割合の全体推移では、第一次及び第二次産業従事者の割合が低下し、第三次産業の割合が高くなっています。

■就業者の男女比



資料：国勢調査

■産業別就業者割合の推移



資料：国勢調査

■ポイント

1 就労状況

女性の年齢別の就業率をみると、30歳前後で結婚や出産のために離職する様子が落ち込む形で表れた曲線となっているものの、平成17年ではその落ち込み方が浅くなるなど、継続して就労している割合が高くなっています。

一方、産業別の就労状況を見ると、男女ともに第3次産業のサービス業の割合が増加しており、就業形態や休日の多様化が懸念されます。

こうしたことから、育児休業制度の整備や結婚・出産退職後の再雇用制度、保育サービスの拡大と多様化、地域による子育て支援など、結婚や出産をしても継続して働ける環境づくりが必要です。

【課題】

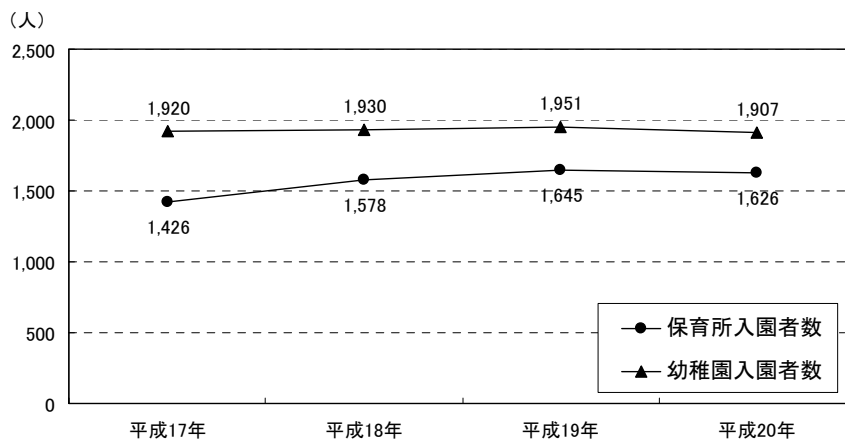
- ・多様な保育サービスの充実
- ・子育てと仕事が両立できるよう企業への働きかけ
- ・男性の家事・育児参加への促進
- ・働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

第2節 児童人口の推移

第1項 保育所及び幼稚園の入園者数の推移

保育所及び幼稚園の入園者数の推移は、保育所では増加傾向にありますが、幼稚園では減少傾向にあります。

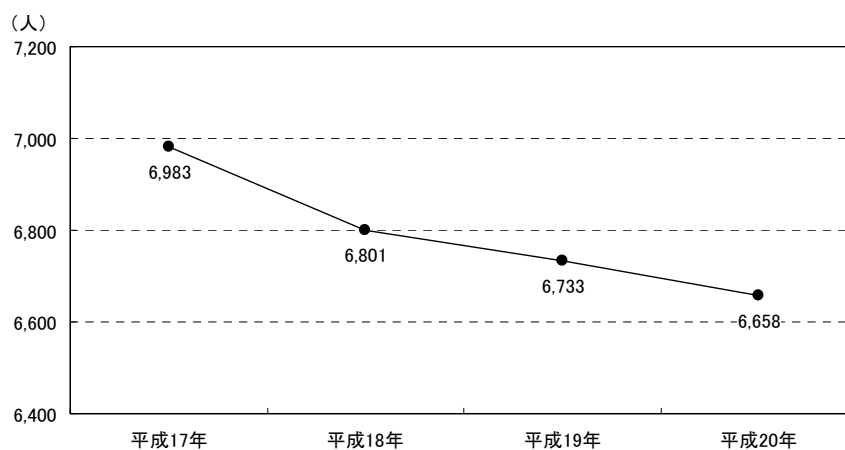
■保育所及び幼稚園の入園者数の推移



第2項 小学校児童数

平成17年から平成20年までの小学校児童数は、325人(約5%)減少しています。

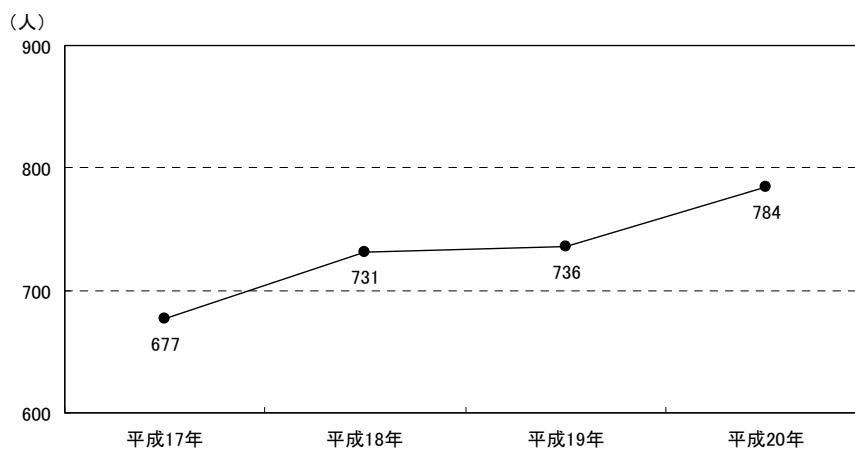
■小学校児童数の推移



第3項 こどもクラブ利用者数

平成17年から平成20年までのこどもクラブ利用者数は、107人（約14%）増加しています。

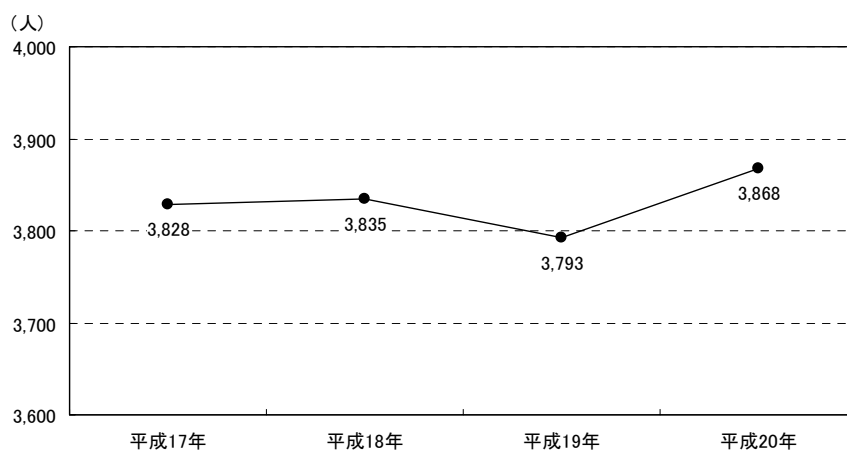
■こどもクラブ利用者の推移



第4項 中学校生徒数

平成17年から平成20年までの中学校生徒数は、約1%（40人）増加しています。

■中学校生徒数の推移



第3節 ニーズ調査の現況

第1項 ニーズ調査の概要

「次世代育成支援対策推進法」（平成15年7月16日法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画（前期計画）の見直し及び策定に当たり、子育て支援における仕事や生活の調和の実現や、親の就労と子どもの育成の両立を支える支援、子どもの健やかな育成を支えるサービスについて、現状と今後の施策の目標を把握することを目的として調査を行いました。

■調査期間

平成20年12月17日～12月29日

■配布状況

調査の種類	対象者数	抽出方法	調査方法
就学前児童保護者調査	2,400人	住民基本台帳から該当年齢の子どもを無作為抽出	郵送による配布、回収
小学校児童保護者調査	800人		

■回収結果

調査の種類	回答数	回収率
就学前児童保護者調査	1,388件	57.8%
小学校児童保護者調査	462件	57.8%

■分析・表示

- ・百分率は小数点第2位で四捨五入し、小数点第1位までを示しています。このため、単一回答（回答が1つだけのもの）の回答比率の合計が100.0%にならない場合があります。
 - ・グラフ中の計は、その項目の回答者の実数であり、比率算出の基礎となっています。
 - ・回答比率は、その設問の回答者総数、あるいは分類別の回答数の総数をもとに算出しており、複数回答（2つ以上の回答が認められたもの）の設問の場合、回答比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- ※ 調査票は設問の回答により他の設問へ誘導されたり、回答者を限定したりしていますが、万が一間違っても回答者のご意見を尊重するために、そのまま集計しています。従って、前後の設間で、整合性が保たれていない場合があります。

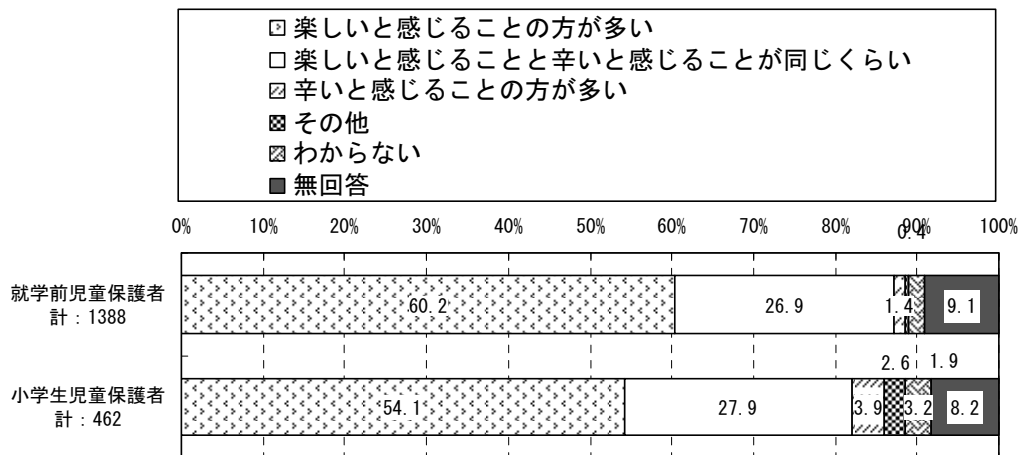
第2項 ニーズ調査の結果からみる子育て家庭の現状

(1) 子育ての様子

○子育ての楽しさについて **8割が子育てを楽しんでいると感じています。**

子育てを「楽しいと感じることの方が多い」または「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」と回答した人は就学前児童保護者で87.1%、小学生児童保護者で82.0%となっており、やや小学生児童保護者の「楽しい」と感じる割合が下がっているものの、8割の人が子育てを楽しんでいる様子が見えます。

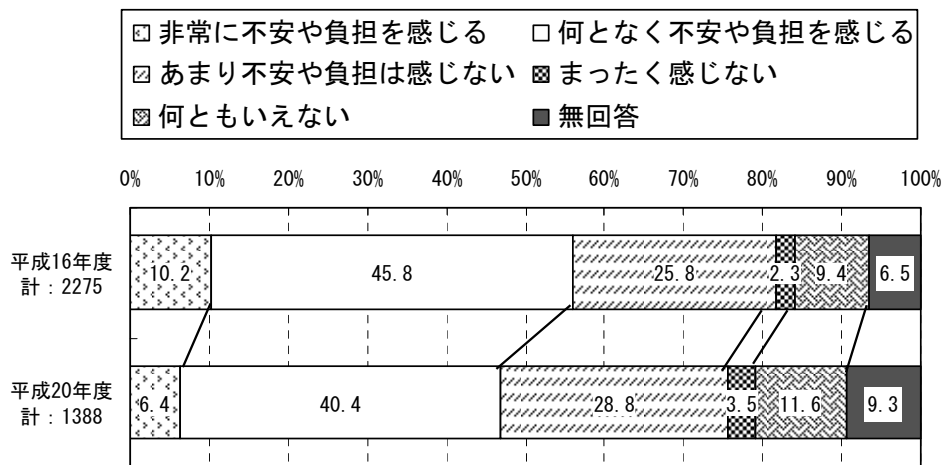
■子育ての楽しさ



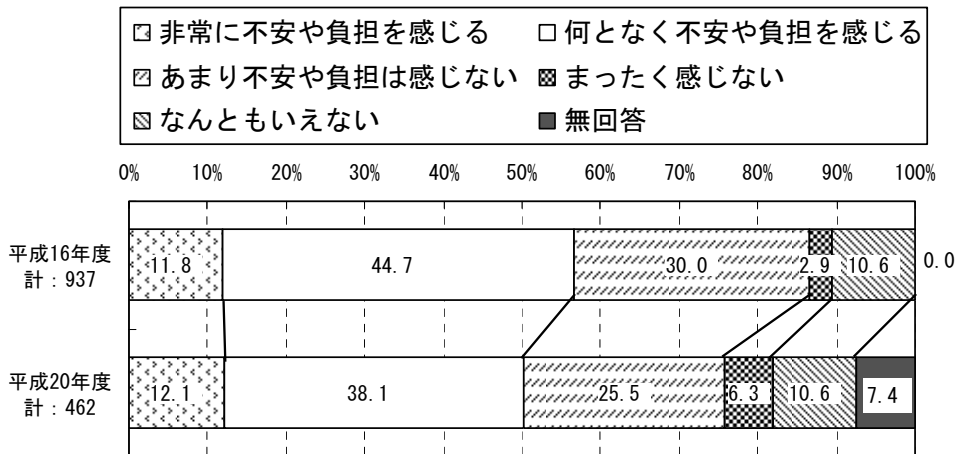
○子育ての不安感・負担感 子育ては楽しい反面、不安や負担も感じています。

平成16年度に比べ就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「あまり不安や負担は感じない」「まったく感じない」割合が増加している一方で、「非常に不安や負担を感じる」「何となく不安や負担を感じる」と回答する割合も依然として高く、子育てに何かしら不安や負担感を感じていることがうかがえます。

■子育ての不安・負担感（就学前児童保護者）



■子育ての不安感・負担感（小学生児童保護者）



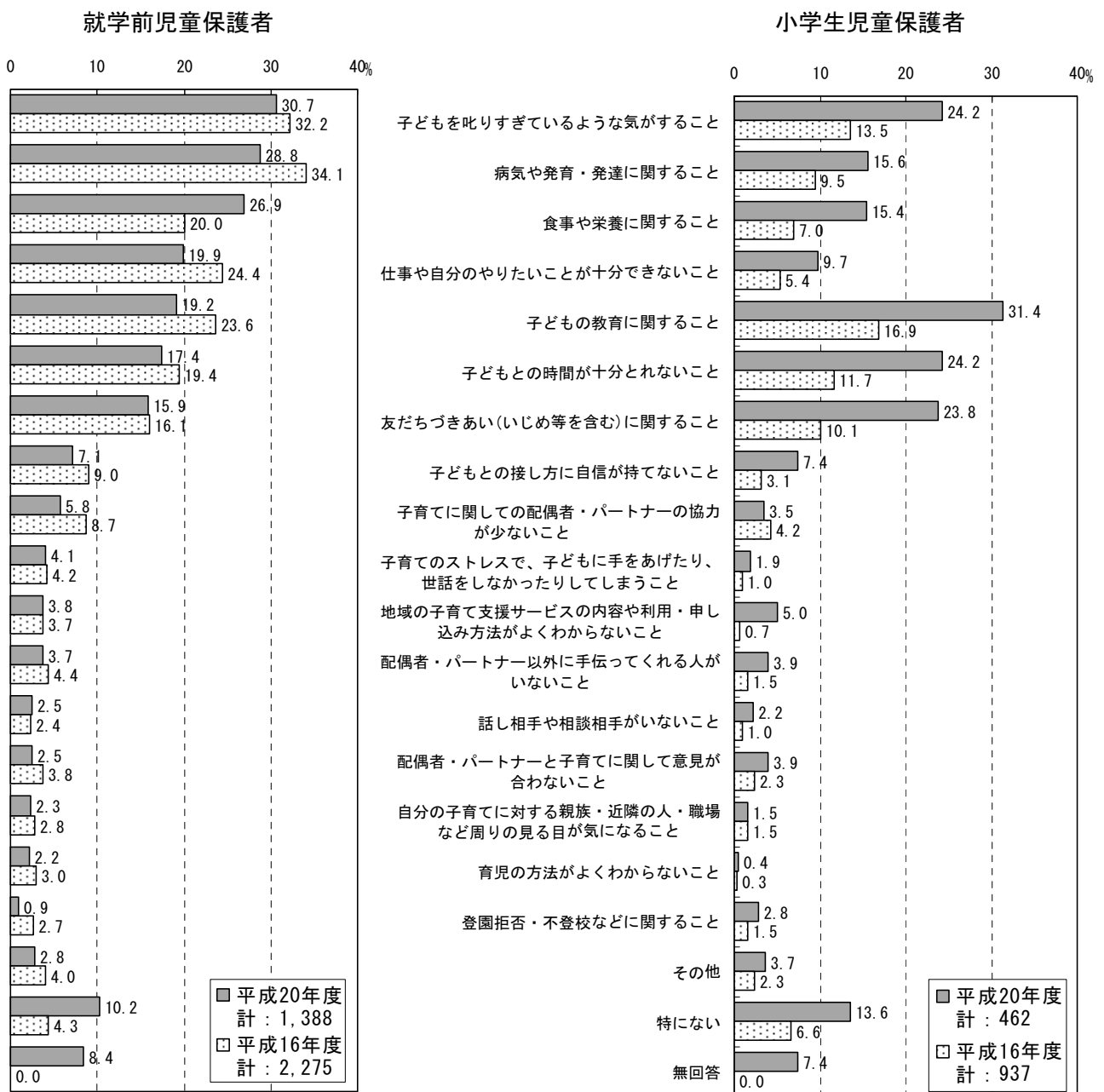
(2) 悩みや相談の様子

○子育てに関する日常の悩み **小学生児童保護者の悩みが増えています。**

就学前児童保護者では平成16年度に比べると全体的に悩みの割合は減ったものの、依然として「子どもを叱りすぎているような気がする事」「病気や発育・発達に関する事」「食事や栄養に関する事」の割合は高くなっています。

一方、小学生児童保護者では、全体的に悩んでいる人数が増えており「子どもの教育に関する事」「子どもとの時間が十分とれないこと」「友だちづきあい（いじめ等含む）に関する事」などが高くなっています。

■子育てに関する日常の悩み

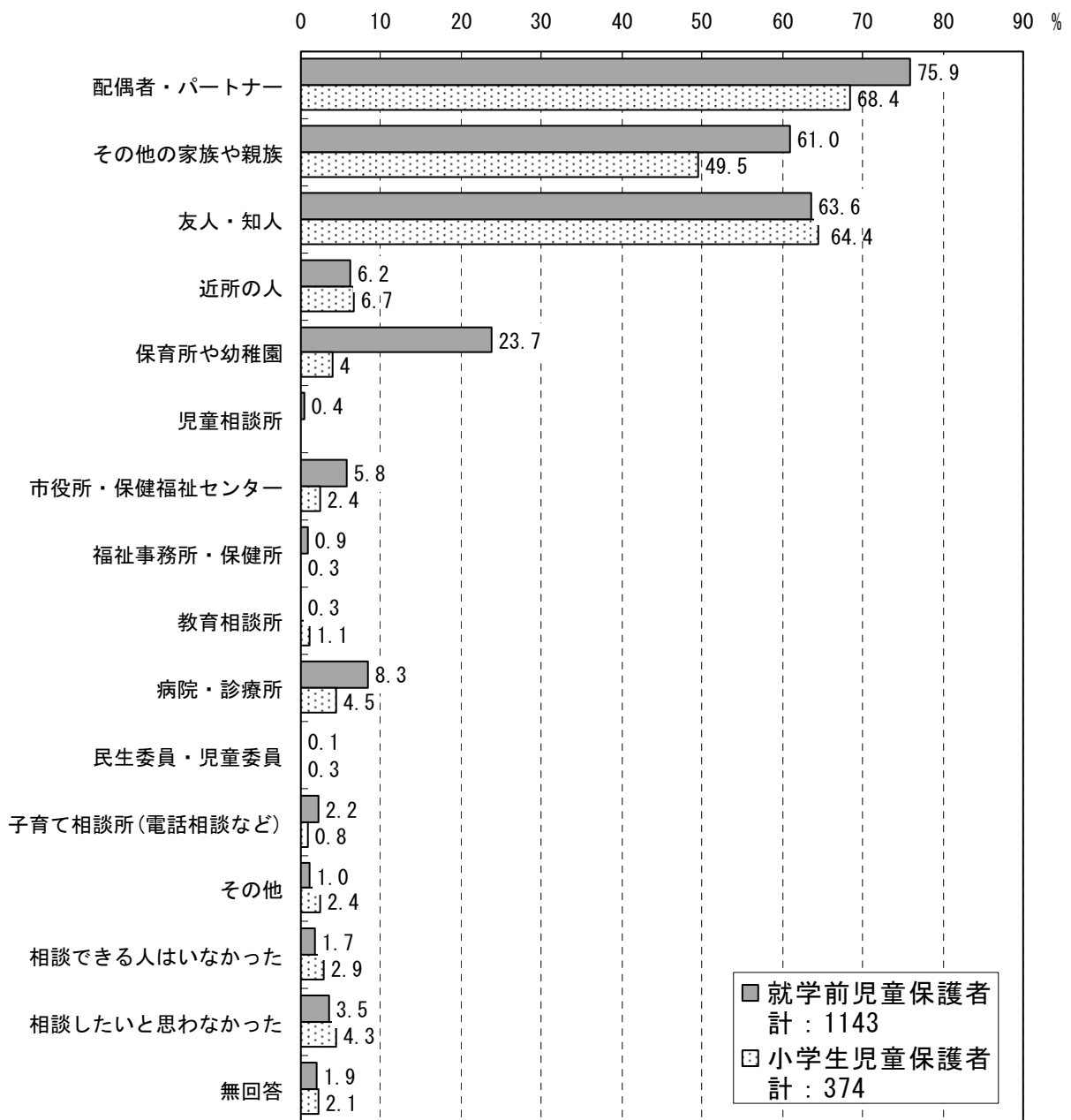


○悩みの相談相手 **悩みごとは身の回りの人に相談する傾向にあります。**

就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「配偶者・パートナー」「その他の家族や親族」「友人・知人」と回答した人が半数を超え、大半の人が身近な人に相談をしていることがうかがえます。

こうした相談相手が子育てに関する正しい知識を把握していなければなりませんので、相談相手となるこれらの人たちへの情報提供が必要になってきます。

■悩みの相談相手（平成20年度）

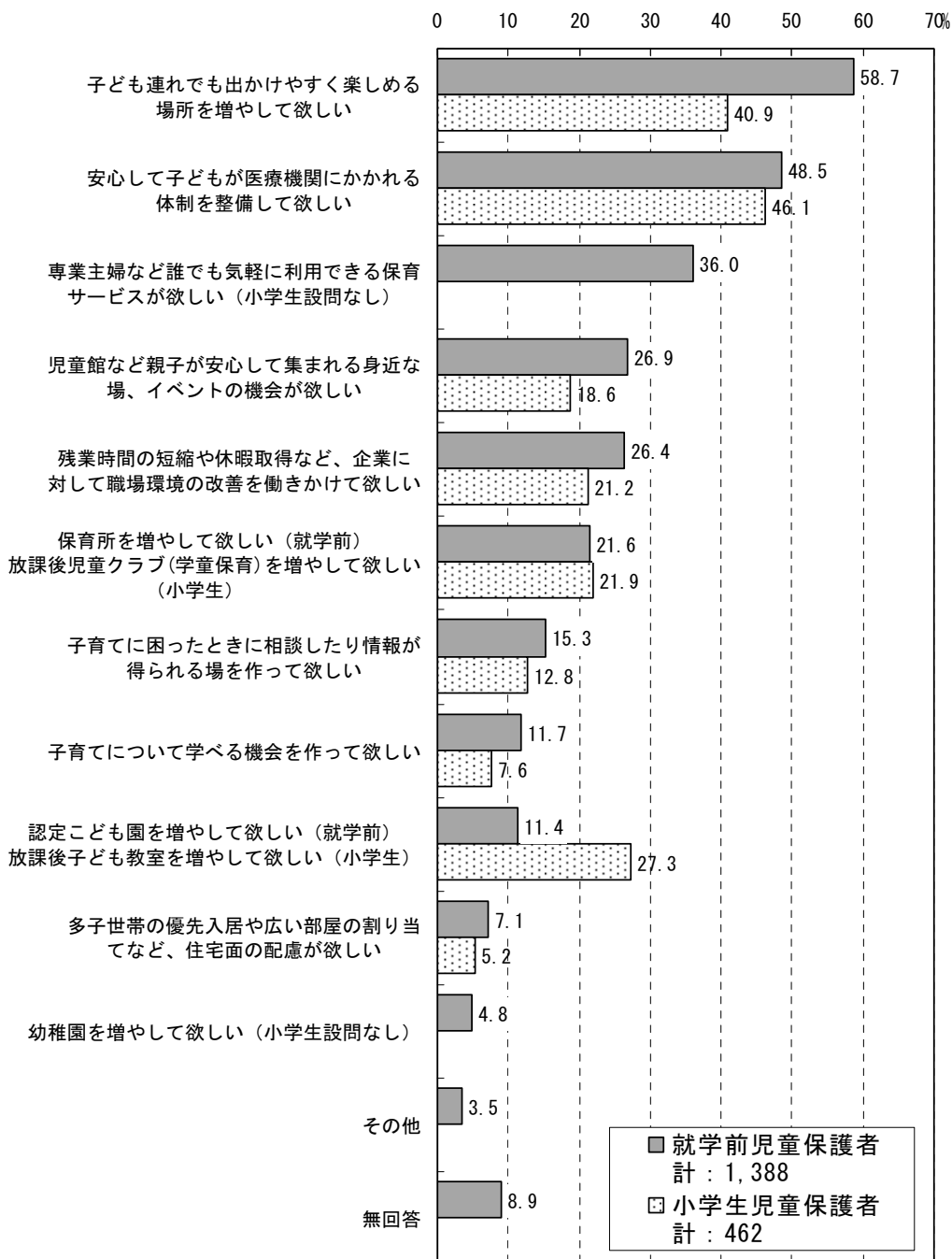


(3) 本市に対して期待する子育て支援策 安心してかかる医療体制の要望が高い。

本市に対して期待する子育て支援策は、就学前・小学生児童保護者ともに「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備して欲しい」「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が上位を占めています。

就学前児童保護者では「専業主婦など誰でも気軽に利用できる保育サービスが欲しい」「児童館など親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい」など安心して遊べたり交流できる場所への要望が高いことがうかがえます。

■市に対して期待する子育て支援策



第4節 前期行動計画の評価

第1項 特定14事業の実施状況

次世代育成支援行動計画（前期行動計画）では14項目の保育サービス（特定14項目）に関して目標事業量を設定していました。この目標事業量に対する達成度をみると、平成20年度の時点でほぼ目標値に達しています。

■特定14事業の実施状況

区分		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度 目標事業量	
		箇所	人	箇所	人	箇所	人	箇所	人	箇所	人
通常保育事業		20	1533	21	1852	21	1824	19	1800	20	2135
延長保育事業		6	158	7	149	7	180	8	174	7	50
休日保育事業		—	—	1	21	1	13	1	19	1	6
夜間保育事業		1	12	1	19	1	9	1	20	1	6
放課後児童健全育成事業		18	506	18	786	18	764	18	825	—	830
一時保育事業		20	108	21	140	21	152	19	170	20	40
特定保育事業		—	—	1	8	1	22	1	11	—	—
病児・病後児保育 事業	派遣型	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	施設型	0	0	0	0	1	44	1	96	1	3
子育て短期支援 事業	ショートステイ	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	トワイライト ステイ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ファミリーサポートセンター事業		1	/	1	/	1	/	1	/	1	/
地域子育て支援センター事業		4	/	4	/	4	/	4	/	5	/
つどいの広場事業		—	/	—	/	—	/	—	/	—	/

第2項 前期行動計画の実施事業の達成状況

前期行動計画において、「地域における子育ての支援」「子育てと仕事の両立支援」「親子の健康の確保と増進」「子どもが心身ともに健やかに育つための支援」「子どもの個性と創造性を育む環境整備」「子どもにやさしい安心・安全なまちづくり」「子どもの人権擁護の推進」の7つの基本目標のもとに位置づけられた110の施策・事業の達成度（平成17～20年度実績）を評価しています。施策・事業の達成度の取組状況から、子育て環境は向上しつつあると言えます。

○施策・事業の達成度

施策・事業の達成度を3つの段階で評価したところ、109の施策・事業が目標を達成となりました。子育て短期支援事業については、評価対象期間中に利用者がいなかったため達成不可能としていますが、平成21年度中に利用者が発生したため、最終的に達成となっています。

達成度	施策・事業数	施策・事業名
目標達成	109	入学祝金支給事業／遺児手当／児童扶養手当／母子自立支援員設置事業／児童手当／次世代育成支援対策事業／ファミリー・サポート・センターほか
目標達成不可能	1	子育て短期支援事業（利用者なしのため）
目標未達成	0	

○ニーズ調査による達成度の評価

平成16年度ニーズ調査と比較すると、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに、「非常に不安や負担を感じる」「何となく不安・負担を感じる」割合が減少し、子育ての不安・負担感が少しずつ解消されつつあることが分かりました。しかし、依然として不安・負担を感じる方も多いため、より一層の相談支援や子育て仲間が交流できる場の提供が求められています。

また、悩んでいることや本市への要望では子どもの成長や医療が上位を占めていますが、「子どもとの時間を十分にとれないこと」「残業時間の短縮や休暇の取得促進など企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」といった声も大きくなりつつあります。「働き方の見直しの意識啓発」については、今回の後期計画策定において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」として重点的に推し進めていくべき施策として国が提唱しているものであり、広報等による啓発とともに、セミナー開催や情報発信など積極的な施策展開が必要となっています。

第3章

後期行動計画の体系

第3章 後期行動計画の体系

第1節 基本理念

子どもは次代を担うかけがえのない存在であり、生まれながらに無限の可能性を持っている一人の人間として尊重され、人権を守られることが大切です。

子どもが健やかに成長していくためには、個性を生かすことのできる社会づくりを推進し、親が子育てに喜びを感じ、親子の強いきずなを保ちながら、ゆとりを持って子育てできる環境づくりが必要になってきます。

子育ての基本は家庭にあります。子どもは社会を構成する重要な一員でもあります。家庭はもとより学校、地域、企業、行政などが、それぞれの役割を担いながら、「地域の子どもは地域で育てる」とあたたかくかつ積極的に見守っていくといった共通認識のもと、子どもの成長と子育てを通じた親の成長を応援していくため、基本理念を「子どもが育ち 親もまた育つ まちが子育て応援団」としました。

本計画（後期計画）においても前期計画の基本理念を受け継ぎ、施策の実施とより一層の充実を目指すこととします。



子どもが育ち 親もまた育つ まちが子育て応援団
「おもいやりの心！」職場も家庭も笑顔でいっぱい

第2節 基本視点

(1) 佐野市のすべての子どもたちの計画です

家庭で保護者に育てられている乳幼児、保育園に通っている乳幼児、幼稚園に通っている幼児、小学生、中学生、高校生、各種学校生等のすべての子どもを対象にした計画です。

(2) 次代を担う子どもたちの健やかな成長を願う計画です

子どもたちが次代のすばらしい親になることを願う計画です。子どもたちのしあわせを第一に考えた計画にします。

(3) 親自身の成長と子育てのよろこびを感じられる計画です

子育ての楽しさやよろこびを十分に感じられることを目標とする計画です。子どもたちの成長を見守る親が、親として成長し、その責任を果たせるようになってほしいと考えます。

(4) 子育てと仕事の両立を図る計画です

子育ても仕事も、父親と母親がともに協力し参加していくことを推進する計画とします。

(5) 家庭や地域の子育て力の復活を目指す計画です

親を中心とする家庭での教育のみならず、学校、地域、企業、行政が相互に連携・協力して子育てすることを推進する計画です。

第3節 基本方針

(1) 子どもを安心して育てることができるまちづくり

都市化や核家族化の進行に伴い、家庭の子育て力や地域の子育て機能が低下しており、子育てに伴う負担感や不安感も依然として存在しています。

そこで、地域における相談・支援体制の整備を図るとともに、子育てに喜びを感じることができるよう、多様な支援や適切な情報提供を行います。

また、共働き家庭の増加や就労形態の多様化に対応するため、子育てと仕事の両立を支援する様々なニーズに対応できる保育サービスの充実を図るとともに、男女がともに責任と喜びをわかちあいながら、子どもを安心して育てることができるまちづくりを進めます。

(2) 子どもの生きる力をはぐくみ、健やかな成長を支えるまちづくり

少子化や人間関係の希薄化といった現代社会のさまざまな変化により、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、子どもの自主性や社会性が育まれにくくなっています。

そこで、子どもが自己を確立し、調和の取れた人間として健やかに成長するため、自ら考え、判断する力や豊かな人間性、健康と体力などを備えた生きる力を家庭、学校、地域、企業、行政が相互に連携し、地域社会全体ではぐくむ環境づくりを推進します。

また、安心して出産・子育てができるように、母子保健サービスや子どもへの医療対策の充実を図るとともに、次代の親となる子どもの心身に対する健康づくりに取り組むなど、子どもの心身の健やかな成長を支えるまちづくりを進めます。

(3) 子どもの成長と子育てを地域社会全体で支援するまちづくり

男女共同参画による子育てを推進し、子どもと家庭の問題について社会的関心を高めるとともに、家庭はもとより、学校、地域、企業、行政などが連携を保ち、それぞれの役割を果たしながら協力し、子どもの成長と子育てを地域社会全体で支援していくまちづくりを進めます。

また、家庭、学校、地域、企業、行政などさまざまな場や機会を通じて、子どもの人権に関する教育・啓発活動を推進すると同時に、児童虐待、いじめなどの子どもの人権侵害に対する予防、相談、支援体制の充実を図ります。

第4節 基本目標

基本理念と3つの基本方針の実現に向けて、以下を目標とします。

1 地域における子育ての支援

子どもと親の成長を地域ぐるみで応援します。

2 子育てと仕事の両立支援

子育てをしながら充実した仕事ができるよう応援します。

3 親子の健康の確保と増進

親子の健康づくりを推進します。

4 子どもが心身ともに健やかに育つための支援

次代の親となる子どもの「生きる力」をはぐくむための環境を整えます。

5 子どもの個性と創造性をはぐくむ環境整備

自然環境や芸術文化活動、さまざまな交流をとおした子どもたちの個性をはぐくむための活動を推進します。

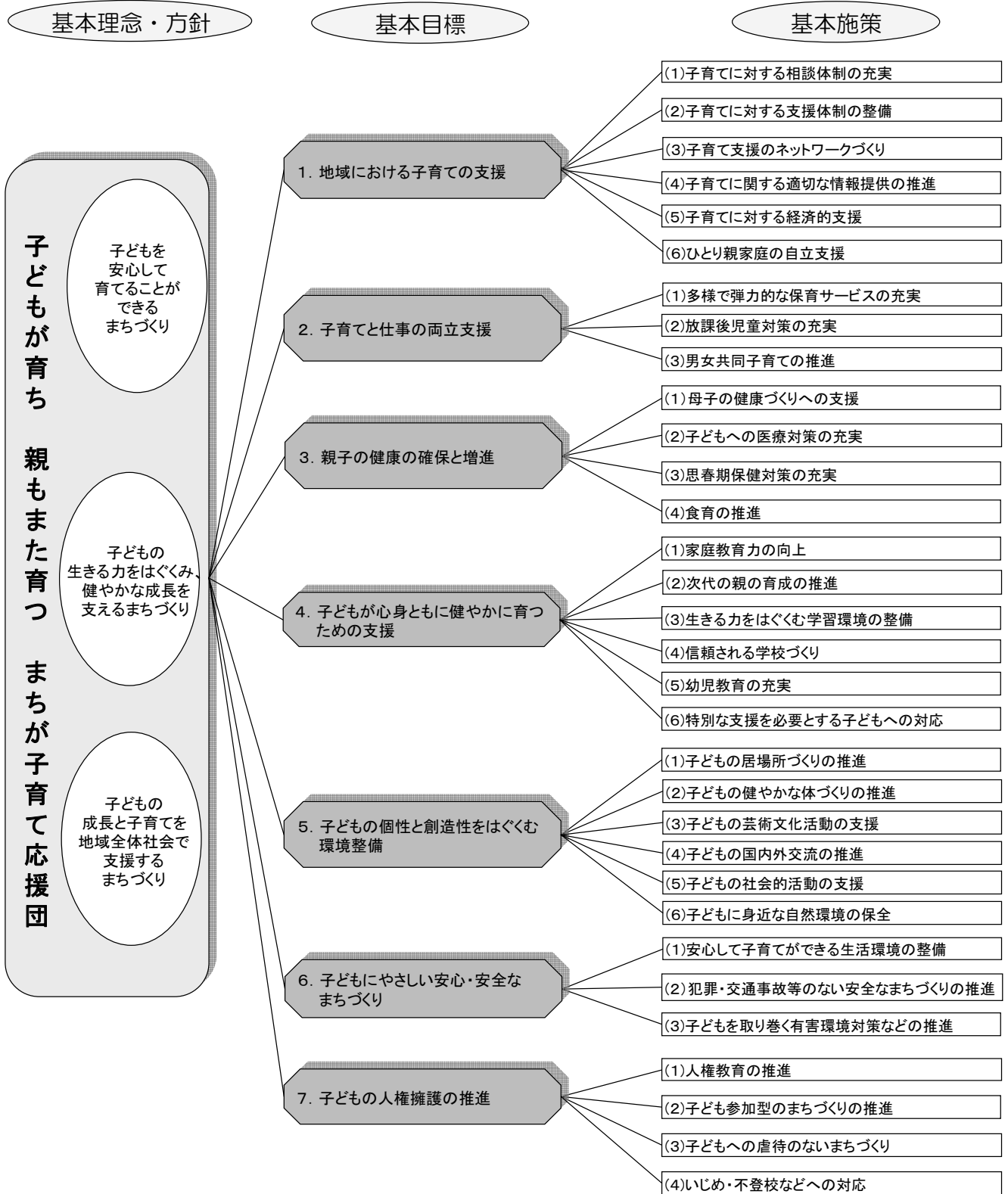
6 子どもにやさしい安心・安全なまちづくり

子どもがのびのびと育つための生活環境を整備します。

7 子どもの人権擁護の推進

子どもの権利が擁護されるまちづくりを推進します。

第5節 施策の体系



第4章

行動計画の内容

基本目標 1 地域における子育ての支援

第1節 子育てに対する相談体制の充実

現状と課題

以前は、祖父母から父母へ、父母から子へと生活の中で当たり前伝えられてきた子育ての知恵があり、兄弟や親族の子守りをすることで、乳幼児とふれあう経験ができました。しかし、核家族では親もその経験が少なかったり、祖父母との交流があまり図られていなかったりと、子育ての知恵が伝わりにくくなり、育児不安を抱える家庭が増えています。

本市では地域子育て支援センターや保健センターなどにおいて、相談を実施しています。平成17年度と20年度のニーズ調査による子育ての楽しさについては、就学前児童、小学生児童保護者ともに「非常に不安や負担を感じる」「何となく不安・負担を感じる」割合が減少しており、子育ての不安・負担感が少しずつ解消されつつあることがうかがえる一方、家庭の中で一人で子育てに悩む親がいるため、孤立しないように地域社会全体で子育て家庭を応援する支援体制を整備する必要があります。

施策の方向性

(1) 子育て支援施設の相談体制の充実

幼稚園・保育所や地域子育て支援センター等の子育て支援施設において子育てに対する不安や悩みについての相談や、育児講座の開催、保護者同士の交流の場の提供など地域に密着した子育て支援の充実を図ります。

(2) 相談事業の充実

保健師・助産師等が保健センターにおいて訪問や面接、電話により、いつでも気軽に相談できるよう、それぞれの生活背景に応じた保健指導を実施し、妊産婦や乳幼児の健康増進・育児支援を図ります。

(3) 子育て相談ネットワークの構築

子育て中の親の悩みや育児不安の軽減を図り、地域の子育て支援機能の充実を図るため、育児相談に関する各関係機関等との連携を推進し、子育て相談ネットワークづくりを推進します。

(4) 教育相談の充実

教育センター等の機関において、児童生徒の心身の健全な育成を図るため、教育上の問題や悩みを持つ児童生徒及び保護者等を対象に教育相談を実施し、問題解決への支援を行います。

第2節 子育てに対する支援体制の整備

現状と課題

都市化や核家族化の進行により、近所づきあいが希薄になると同時に、少子化によって子育て中の親同士の交流や、同世代の子ども同士の交流の機会が少なくなっています。このため、子育てに関する情報や相談相手が不足し、子育てをしている母親などが育児不安に陥ったり、遊びを通して徐々に培われていく子どもの社会性が育ちにくくなることなどが懸念されています。

本市では幼稚園や保育所に通園する前の乳幼児とその保護者の居場所づくり、地域子育て支援センターの運営による子育て・育児相談の実施など、子育ての孤立感や不安を軽減するための取組を積極的に展開してきました。

しかし、ニーズ調査では「育児の方法がよくわからないこと」「子どもとの接し方に自信が持てない」「話し相手や相談相手がいないこと」と子育てをする上での不安や悩みを就学前児童の保護者が抱えています。

このようなことから、今後もすべての子育て家庭が安心して楽しく子育てができるよう、地域における子育て支援に関する環境づくりが求められ、特に子育て中の親が気軽に参加できる事業や、利用しやすい制度の整備、わかりやすい情報の提供を図る必要があります。

施策の方向性

(1) 地域における子育て支援の拡充

保育所、児童館などにおいて、子育て家庭の親子や子育てサークルが気軽に集える場の提供や子育てに関する情報提供など多様な支援が受けられるよう、子育て支援センター事業を実施しています。また、親子が交流できる事業や子育て講座などを通じ、家庭の子育て力の向上を図ります。

(2) 保育所の地域開放の推進

地域に開かれた保育所づくりのひとつとして、未就園児を含む子どもや保護者を対象とした保育所において保育士等との連携により育児相談、遊び、生活習慣などの具体的な指導・援助を行い、子育ての不安や悩みなどの軽減を図ります。

(3) 一時保育の充実

断続的な勤務や短時間勤務など勤務形態の多様化に伴う一時保育や幼稚園等での預かり保育、保護者の傷病などによる緊急的な保育、また育児疲れの解消のための一時保育を実施することにより、子育て支援を推進します。

(4) 保護者の交流の場の設定

育児に対する不安や負担感の軽減を図るため、乳幼児健康診査や保育所、公民館などで実施する各種事業を通じて、保護者同士が交流できる機会を設けるとともに、親子の交流の場、親がリフレッシュしたり育児アドバイス等を受ける場や仲間づくりの機会を設けます。

(5) 幼稚園における子育て支援の充実

地域における子育て支援の拠点としての期待が高まっていることから、市内幼稚園の行う「幼稚園地域子育て推進事業」にかかわる事業費に対して、県・市の補助制度により助成し、未就園児親子登園や育児相談、地域との各種交流事業などの充実を図ります。

第3節 子育て支援のネットワークづくり

現状と課題

近所同士で助け合いながら子育てを行うという環境も少なくなっています。子どもを安心して育てるためには家庭内での協力もさることながら、地域全体で支援する考え方や仕組みが必要となります。さらに子育てを社会全体の課題として捉えると、共働きや専業主婦（夫）、ひとり親家庭などすべての子育て家庭を対象とする支援が必要であり、育児の不安や負担の軽減をするためにも、それぞれの家庭が抱えるニーズに応じた様々なサービスを進めていくことが必要です。

本市では援助を必要とする人、行いたい人、それぞれが会員となりお互いに援助しあう、ファミリー・サポート・センターを行ってきました。ニーズ調査におけるファミリー・サポート・センターの利用目的では「祖父母や近所の人・友人に預かってもらえないときに利用している」「子どもの病気・ケガ等の緊急時に利用している」など緊急時や一時的な預かりに対する必要性が高いことがうかがえます。このため、ファミリー・サポート・センターの会員の確保と円滑な事業の推進が必要となっています。

また、子どもを産み育てやすいまちとして、多様化するニーズに対応できるよう、子育てサークルなど活動を有機的に結びつける取組が求められています。

施策の方向性

(1) 子育てボランティアの養成

子育てから手が離れた市民を中心に、子育て支援ボランティアの養成に努め、子育て最前線の親子を応援します。

(2) ファミリー・サポート・センターの充実

地域住民の相互援助活動である子育てサポーター（子育てボランティア）活動の活性化とともにファミリー・サポート・センターを充実し、保育所等で対応できない保育ニーズへの対応を図ります。また、認知度が低いため、健診や児童館事業等でパンフレットを配布し、周知及び会員の増加に努めます。

(3) 子育て支援のネットワーク化

地域子育て支援センターや子育てサークルなどとの情報交換を行うなど連携を図り、機能強化に努めます。

第4節 子育てに関する適切な情報提供の推進

現状と課題

子育て中の親が必要としている情報は多種多様ですが、インターネットやマスコミ等のメディアに氾濫する中から必要な情報を探し出すためには、大変な労力を要します。より充実した子育て支援のためには、情報を整理し、正しく的確に発信していくことが必要です。

また、ニーズ調査では主に「配偶者・パートナー」「その他の家族や親族」「友人・知人」など身近な人に相談する傾向がみられます。こうした相談相手が子育てに関する正しい知識を身につけなければなりませんので、相談相手となる人への情報提供も必要となっています。

施策の方向性

(1) 子育て情報提供の充実

子育てに関する各種情報提供を行うため、ホームページや情報誌等の充実を図ります。また、子育て中の親の周囲で支援している人に向けても子育て情報の提供を図ります。

第5節 子育てに対する経済的支援

現状と課題

子育て家庭にとって子育てに対する不安による心理的な負担以外にも、出産費用や子どもが産まれてから社会人になるまでにかかる教育費など、子育ての費用は大きな負担になっています。特に、まだ所得の低い若年家庭にとって出産・子育てによる出費は、育児休業や退職による収入の減少時期と重なり、大きな負担になると考えられます。

本市では、児童手当の支給をはじめ保育料の軽減、幼稚園就園や小中学校就学にあたっての援助、医療費の一部助成などを実施するとともに、少子化への対応として「子宝祝金」による第3子支援事業を独自事業としてスタートするなど、積極的な経済的負担の軽減に努めてきました。

今後も厳しい財政状況の中において、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向けた経済的支援をいかに効果的に実施できるかが課題です。

施策の方向性

(1) こども医療費の助成

乳幼児・児童を養育する保護者に対して医療費の一部を助成することにより、保健の向上を図ります。

(2) 保育料の軽減

保育所入所児童の保育料は国の基準より軽減しており、今後も継続して実施します。

(3) 教育費の軽減

幼稚園に入園している園児の保護者に対し、所得に応じ私立幼稚園については保育料の補助、公立幼稚園については、保育料の減免により経済的負担の軽減を図ります。

また、経済的理由により就学が困難と認められる小中学生の保護者を対象に学用品などの費用の援助を行います。高校生および大学生を対象に経済的な理由により修学困難な場合、奨学金を支給します。

(4) 住宅費用の軽減

低廉で優良な住宅供給を促進するため、住宅金融公庫・特定優良賃貸住宅・公営住宅等の活用により、優れた子育て環境を備えた市街地住宅の形成を図ります。

第6節 ひとり親家庭の自立支援

現状と課題

近年、離婚率の上昇に伴って20歳未満の子どもを持つひとり親家庭は増加の傾向にあります。特に母子家庭の場合は、厳しい社会経済情勢の中、母親が就業面で不利な状況に置かれることが多く経済的基盤が脆弱であり、その生活は厳しいものとなりがちです。また、ひとり親家庭の育児負担は両親のいる家庭と比べて大きく、身近に頼れる人がいない場合など負担はさらに大きいものとなります。

こうした状況の中で、子どもの健全な成長やひとり親家庭の自立を促進するために子育てや生活を支援する必要があります。

本市ではひとり親家庭の支援策として母子寡婦自立支援事業、母子・父子家庭入学祝金支給事業、母子・父子家庭等招待事業など、経済的負担や子育て負担の軽減・リフレッシュを中心に施策を実施しています。

今後は、ひとり親家庭の社会的・経済的自立を総合的に支援する必要があります。

施策の方向性

(1) 母子・父子家庭対策の推進

母子福祉団体の自主的な活動を支援するとともに、母子・父子家庭における育児・家事等の家庭機能を擁護し、安定した生活を維持できるように民生委員・児童委員や関係機関と協力して、相談・自立支援体制の充実を図ります。

(2) 父子家庭に対する支援

父子家庭についても、児童扶養手当の支給対象となるように国等へ要望していきます。

(3) 自立に向けた支援

ひとり親家庭が、安心して子育てと就業の両立ができるよう、多様な保育サービスを充実しながら、保育所の優先入所や公営住宅の優先入居などに配慮します。

基本目標2 子育てと仕事の両立支援

第1節 多様で弾力的な保育サービスの充実

現状と課題

長引く社会経済の低迷に伴う共働き世帯の増加や就労形態の変化、都市化の進展による核家族化の進行などにより、保育需要は一層高まるとともに多様化しています。本市では保育所入所の定員に対する弾力的運用による取組を図りました。

しかし、乳児をはじめとして、早くからの保育所入所を必要とする家庭が増えたことなどもあり、入所保留児童を解消するところまでには至っておりません。そのため保育所統廃合による定員の再配置を検討し、新たな保育所整備運営計画の検討が必要となっています。

施策の方向性

(1) 保育所入所保留児童の解消

保育所に入所できない入所保留の状況がある場合、新たな保育所整備運営計画の検討などにより、入所保留児童の解消を図ります。

(2) 保育内容の充実

市民の多様な保育ニーズに応えるため、保育所ごとに特色のある保育サービスを柔軟に展開します。また、地域に開かれた保育所を目指し、保育所が拠点となって地域社会全体で子育てを展開します。

(3) 乳児保育の充実

希望の多い乳児保育の拡大を進めるとともに、産休・育休明け保育の充実を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

(4) 延長・夜間保育の充実

勤務形態の多様化に伴い、勤務時間帯が長くなっているなど保育時間延長の需要に対応するため、今後の需要の動向と子どもに与える影響を考慮して、延長保育の充実を検討します。延長保育を過ぎる夜間帯の保育についても対応していきます。

(5) 病児病後児保育の充実

保育所に通所中の児童が病気やケガの回復期に、集団保育の困難な期間、保育と看護を行う病児保育を実施し、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。

(6) 休日保育の実施

子どもに与える影響を考慮して現状での事業展開を維持し、制度の周知を図りながら、引き続き休日保育にかかわる利用実態と利用ニーズの把握に努めます。

(7) 認定こども園の推進

幼稚園と保育園を併設し幼保一元化の保育を行う認定こども園については、利用実態と利用ニーズの増加に伴い、今後の新たな認定に向けて支援していきます。

第2節 放課後児童対策の充実

現状と課題

児童数の減少は集団生活における良好な人間関係の形成や、社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。さらに保育需要は就学前の子どもに限らず、小学生となっても両親が共働きで放課後家に帰っても誰もいない状況が増えています。このため、児童が参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後の居場所づくりが必要となっています。

本市は、子どもクラブを公立・民間合わせて18箇所設置し、小学校低学年の児童を対象に、集団生活の中で協調性や社会性を養い、心身ともに健全な成長を支援するとともに、放課後子どもプランに基づいて実施している放課後子ども教室と連携しています。

しかし、需要の伸びが大きいことに加え、保育の質的問題や地域によって子どもを取りまく状況が違ふことなど、地域に合った児童の健全育成の取組を検討することが求められます。

■放課後児童クラブ数・在籍児童数 (単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
児童クラブ数(箇所)	17	17	18	18
総在籍児童数	677	731	736	784
総指導員数	52	58	60	67

施策の方向性

(1) こどもクラブの充実

保護者の就労などにより、放課後の保育に欠ける児童に対し、その安全を守り、集団生活の中で協調性や社会性を養い、心身ともに健全な成長を支援する事業とあわせ、少子化に伴う社会変化によるニーズの多様化等に対応しながら、こどもクラブの充実を図ります。

(2) 幼稚園における預かり保育の充実

幼稚園では各園が地域の子育てセンターとしての役割を担い、積極的に子育てを支援するため、園を地域に開放したり、教育相談、講演会、行事への参加、サークル活動、預かり保育の充実を図ります。

第3節 男女共同子育ての推進

現状と課題

少子化の進行が著しい中で、これまで仕事優先であった働き方を見直し、男女がともにバランスよく健全な家庭生活を築いていくことが求められてきています。

男女共同参画社会の構築に向けての各自治体の取組や、企業などにおける、仕事と生活の両立を目指す、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた制度の導入など、時代の流れの中でさまざまな対応がなされています。しかし、家庭や社会の中で男女それぞれが果たしてきた役割に対する意識や、社会経済が低迷する中での雇用する側、雇用される側における意識を変えることは一朝一夕には進まないのが現状です。

ニーズ調査では「子どもとの時間を十分にとれない」「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」といった仕事と子育ての両立支援に対する声も大きくなりつつあるため、経営者のワーク・ライフ・バランスへの認識を高めながら、制度を活用しやすい職場環境づくりに向けての啓発が必要です。

また、依然として9割以上は母親が主に子育てをしている現状から、今後も女性が結婚や出産、子育てに夢と希望を感じられるようにするためには、家庭・地域・職場などあらゆる場面で男女がともに参加する子育ての推進が必要となっています。

施策の方向性

(1) 子育て家庭に配慮した職場づくりに向けた啓発

育児休業制度や短時間勤務、復職支援などの制度の普及など子育て家庭に配慮した職場づくりに向けた啓発を図ります。

(2) 再就職希望者への支援

市内の企業などの雇用状況や再就職セミナーの開催などの情報を提供します。

(3) 家庭における男女共同参画の促進

男性の家庭への参画を図るため、ママパパ学級など講座での男性の参加啓発を継続して行うとともに、男女共同参画社会の啓発により、育児、家事への男性の参画を促進します。

基本目標3 親子の健康の確保と増進

第1節 母子の健康づくりへの支援

現状と課題

少子化や晩婚化に伴う晩産化の傾向が高まる中であって、すべての母親が、妊娠・出産やその後の育児を安全に、安心して行うためには、発達段階や状況における健康診査や保健指導の充実を図るなど、継続した母性並びに乳幼児の健康の確保を図るための環境の整備が必要となります。

また、親にとって妊娠や出産は大きな喜びである反面、描いていた理想の育児、子育てと現実とのギャップや責任の重さから多くの不安や悩みを抱えます。ニーズ調査でも「病気や発育・発達に関すること」を日頃子育てする上での不安や悩みと回答した親の割合は高くなっています。

こうしたことから、出産や子育てに対する不安を軽減するため、必要な知識や情報を習得できる機会の創出や、子育て相談の充実が一層求められています。

施策の方向性

(1) 安全な妊娠・出産と母子の健康の確保

すべての子どもが健やかに生まれ、かつ育てられるための基盤については、その両親、特に母親の健康状態と密接な関係にあることから、すべての母親が心身ともに健康を保持・増進するための支援が必要です。

そこで、妊娠届出に基づく母子健康手帳の交付や妊婦健康診査費用の助成、ママパパ学級の開催、出産後は乳児のいるすべての家庭に対して乳児全戸訪問を実施するなど妊娠初期からの健康管理への支援と保健指導を適切に行います。

また、不妊治療を受けている夫婦に対し、医療保険適用外の治療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。不妊に関しては、誰にも相談できず悩んでいることも多いため、医療機関・相談機関の紹介などとともに、心理的な負担の軽減も図っていきます。

(2) 子どもの健やかな発育・発達の促進

乳幼児を対象に、疾病や障がいの早期発見・早期対応、育児支援を図るため、各成長段階に合わせた健康診査を行います。健康診査では、発育・発達の確認のほか、育児に関する相談や栄養・歯の健康に関する指導を行い、保護者の育児不安の軽減や生活面も含めた家族支援を行います。健康診査の未受診児については、受診の推奨や未受診理由の把握に努め、すべての乳幼児への保健サービスの提供を目指します。

また、発達に様々な不安を持つ子どもや保護者に対し、教室や相談を実施し、保護者の心の安定と子どもの発達を促す支援を行います。

(3) 予防接種の推進

健康な身体にワクチンを接種することにより、感染症に対する免疫をつけて感染・発症・重症化・感染症のまん延を予防するために予防接種を実施しています。接種には、法律により接種時期や回数など「受けるように努める」義務が課せられた「定期接種」と、自らの意思で感染症への感染・重症化の予防のために受ける「任意接種」があり、保健センター等で周知を図っています。

今後も予防接種に関する正しい知識の普及を図るとともに、予防接種率の向上を目指します。

(4) 育児相談事業の普及

専門職による相談の充実や、保護者同士が交流できる場の提供を図ります。また、育児不安を抱える保護者に対して心理相談を行い、問題解決に向けた支援の充実を図ります。

第2節 子どもへの医療対策の充実

現状と課題

感染症の流行や突発的な病気、不慮の事故などへの不安から、小児医療に対しての保護者の期待は依然として高いものがあります。

ニーズ調査からもその傾向はうかがえ、子どもの成長によっても高まりを見せています。かかりつけ医においては単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達を評価し、育児に関する相談を行うとともに、予防接種による感染症の予防など幅広い対応が求められています。

小児科専門医の減少が懸念される中であって、小児医療の充実を目指すためには一層の近隣の自治体や医師会との緊密な連携を図ることが求められます。

さらに、適切に医療機関を受診するための保護者への家庭での初期診断知識の普及や継続的に子どもの発育を観察するかかりつけ医を持つことの推進も必要です。

施策の方向性

(1) 子どもへの医療サービスの充実

地域の医療機関と連携しながら、子どもへの医療サービス体制の整備・充実を図ります。

(2) 小児救急医療体制の整備

子どもの病気への初期対応として、的確な判断や処置は大変重要であることから、医療情報の提供により、病院受診の必要がある症状等についての知識の普及を図ります。また、救急搬送関係者との連携による病院前救急を含めた子どもの命を守る救急医療体制の推進を図ります。

(3) 周産期に対応した医療体制の整備

救急医療を必要とする母体・胎児、新生児の迅速な搬送及びハイリスク妊産婦や重症新生児を対象とする高度専門医療の提供について、関係機関との連携を強化し、妊娠期から、新生児期までの周産期を通じた一貫性のある医療体制の整備を推進します。

第3節 思春期保健対策の充実

現状と課題

思春期は、大人の体と子どもの心を持ち、身体の著しい成長にとまどいながらも心の成長が追いつこうとする、非常にアンバランスな時期です。親をはじめ周囲の大人はこうした思春期の特性を十分理解し、子どもと接することが必要ですが、子どもたちと学校や保護者、周囲の大人との間の意識のギャップが大きいのが現状です。

また、子どもたちはテレビやゲーム、週刊誌、漫画などによる情報の洪水にさらされ、携帯電話やパソコンなどの普及によって情報の入手手段も多様化しています。これらのことが思春期の好奇心と相まって、性や犯罪、喫煙、飲酒、薬物などへの興味を拡大させる懸念があります。

心の問題についても、不登校や引きこもりをはじめ、心身症やうつ病などの心の病気にかかる割合も高いため、専門機関の受診・カウンセリングも含めた適切な対応が必要となってきました。

子どもたちの発育に応じて、適切な教育・対応を行うための必要なため、家庭教育・学校教育や地域保健との連携が一層求められています。

施策の方向性

(1) 心身の健康に関する啓発・学習

母性、父性について正しく理解し、命を大切にする心をはぐくむため、乳幼児とのふれあい体験や妊婦の体験等の講座を実施します。また、誤った情報による性知識や、それに伴う行動による妊娠や中絶、性感染症、さらには不妊などを防ぐため、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発を行います。また、喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図り、思春期の心と体の健康づくりを支援します。

(2) 相談体制の充実

思春期特有の心身の問題や、喫煙、飲酒、薬物乱用など問題解決に取り組むための相談員の専門性を高め、子どもたちの身近で気軽な相談体制の充実を図ります。また、性に関する健全な認識を身に付け、性にまつわる課題を主体的に自分自身の問題として捉え、自尊心を持って責任ある性行動の選択ができるよう支援します。

第4節 食育の推進

現状と課題

近年、伝統的な食文化が失われつつあることから、朝食欠食や孤食、栄養素摂取の偏り、小児の肥満や思春期のやせの増加、さらには食の安全など、「食」をめぐる問題はますます多様化し、深刻化しています。こうした問題に対応するため、家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの「食」を営む力をはぐくむ「食育」の推進を図る必要がますます大きくなっています。また、母子の健康を確保するため、妊娠前からの適切な食生活に向けての支援もより重要になってきています。

本市では、平成21年3月に佐野市食育推進計画が策定され、「食育」を総合的かつ計画的に推進しています。

また、ママパパ学級や乳幼児健康診査などでの栄養指導や相談など、管理栄養士が指導にあたることで食生活の基盤づくりを図っています。また、学校では「食」の年間指導計画を作成し、栄養教諭および学校栄養職員と連携をとりながら、教科や特別活動など様々な場面で「食」に関する指導を行っています。今後は地産地消（地元で生産された農作物などを地元で消費していくこと）の推進などを含めた食育について、関係機関・団体などが連携をとりながら、より効果的な取組を進めていくことが重要です。

施策の方向性

(1) 佐野市食育推進計画による食生活に関する啓発

「食」は人の生きる糧であり、望ましい食習慣を定着させることは健康的な生活習慣を形成する基本となります。佐野市食育推進計画のもと、「食」への関心を高めるため、食に関する相談への助言、普及活動などを通じて、より一層の知識の普及・啓発を図り、家庭で健全な食生活が営めるよう支援します。

また、食物アレルギーや肥満傾向のある子どもに対し、個人に応じた指導を充実していきます。

(2) 食への関心の醸成

欠食、孤食、偏食など食生活の変容に関心を持ち、心身の発達に適切な「食」についての理解を深めるため、保育所、幼稚園、学校などにおいては、それぞれの成長段階や理解度に応じて様々な学習機会を適切に捉えて「食」を営む力の形成・向上に向けた指導・啓発に努めます。

(3) 安全な給食の充実

子どもの身体の安全な発達に資するため、保育所や学校の給食関係者が必要に応じて情報交換を行い、地産地消を進め、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供します。

基本目標4 子どもが心身ともに健やかに育つための支援

第1節 家庭教育力の向上

現状と課題

子どもたちが自立心に富み、自らの行動に責任を持って社会生活を送れるようになるために、家庭が果たす役割は重要です。

しかし、子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化、近所付き合いの希薄化が進む中で、具体的な育児方法の伝達や子育ての悩みが共有されにくい状況にあります。また、自立心や道德規範の獲得といった精神的な成熟がないまま親になるケースもあるなど、家庭における教育力の低下が懸念されています。

一方、子どもたちは学校を離れても遊びという現場の中で多くのことを体験し、成長していくものですが、最近では子どもの減少や生活様式の変化などから、多くの人と交流し、経験を積み重ねる機会が比較的少なくなっています。

こうしたことから、家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力を得ながら子どもの成長を支援する、地域の教育力のさらなる向上が求められています。

本市では小学生の保護者を対象とした「わくわく子育て教室」を実施し、子どものしつけや教育についての知識や技能の向上を図っています。

今後も、子育ての基本は家庭にあることを十分踏まえ、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習会や情報提供を行い、地域社会全体が関わりを持ちながら子どもを育てる取組を進める必要があります。

施策の方向性

(1) 親子のふれあい事業

専門家を加えた親子セミナー等を通じて、保護者が子どもの行動や悩みを把握し、家庭教育等に活かすことの大切さを学ぶ機会を提供し、健全で充実した親子関係、家庭環境の育成を図ります。

(2) 家庭教育講座の充実

保護者に対し、家庭教育に関する学習の重要性をPRし、意識の啓発を図るとともに、引き続き家庭教育講座を実施します。研修会・講演会等により子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習や情報提供の充実を図ります。

(3) P T A活動の活性化

家庭、学校、地域の役割分担の再確認と連携強化のため、指導者研修会、研修視察を実施し、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

(4) 子ども会活動の活性化

子ども同士の交流や地域の大人との世代間交流などさまざまな交流を通じて、相互の理解を深めながらたくましく成長し、感性がはぐくまれるよう、子ども会活動の充実を図ります。

(5) ファミリースポーツの振興

家族で参加できる気軽なスポーツ行事を企画し、スポーツを通じた親子、家庭のふれあいを促進します。

第2節 次代の親の育成の推進

現状と課題

価値観や生活形態の多様化が進み、結婚や出産に対する積極的な意識が薄れていく中で、新しい家庭を築き、命をはぐくんでいくことの大切さと必要性をあらためて啓発していくことが重要となっています。

本市では、中学校マイ・チャレンジ（職場体験）推進事業やボランティア活動、乳幼児とのふれあいなど社会の一員や親となるためのさまざまな体験活動を実施してきました。

また獣医師との連携事業では、獣医師と学校が共同でウサギ等の小動物とのふれあい授業を行い、生命を尊重する心や豊かな情操をはぐくんでいます。

施策の方向性

（1）中・高校生への啓発の推進

保育所、児童館等での中・高校生と乳幼児とのふれあい体験等を通じて、家庭の大切さや子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもが社会の一員として、自覚と責任を持って行動できる社会性をはぐくむための取組を進めます。

（2）家庭教育との連携支援

生命の誕生や子育てについて理解を深めたり、高齢者や障がい者など多くの人とのふれあいを通じ、家族や他人を思いやる心を培うなど、豊かな人間性をはぐくむ教育を推進します。

第3節 生きる力をはぐくむ学習環境の整備

現状と課題

国際化や情報技術等の進展が著しい中、これからの教育は社会変化に対応することができるように子どもたちの思考力、判断力、表現力などを育成することが求められています。

本市では、各小中学校での特色ある学校づくりの取組の充実や、外国語指導助手（ALT）を活用するなどして英語教育の充実にも努めました。学んだ知識や技能を活用するための思考力、判断力、表現力等の育成とともに、子どもたちに目的意識や興味・関心を持たせ、「確かな学力」の向上を目指しています。

また学力だけではなく基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自ら律しつつ他者を思いやる心や、感動する心などの「豊かな人間性」をはぐくむため、家庭と連携し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育が求められています。特に社会の変化に伴って子どもの様々な体験が不足しており、自己肯定感や豊かな心をはぐくむための活動機会を発達の段階に応じて提供していくことが必要です。

いじめ、不登校など児童生徒の様々な悩みに対応するため、さわやか教育指導員やさわやか健康指導員を配置し健全な心の育成を図っています。

さらなる充実を図るため相談体制に加え、学校や地域の教育力の向上に努める必要があります。

施策の方向性

（1） 確かな学力と健やかな身体の育成

少人数授業や総合的な学習の時間、外部人材活用などによる多様なプログラムを積極的に取り入れることなどにより、学校教育におけるきめ細やかな指導を進め、知識・技能・体力の向上を図ります。新学習指導要領の円滑な実施に努め、児童生徒に応用力や学力を含めた確かな学力を身に付けさせます。

（2） 豊かな心の育成

学校教育全体における道徳教育の重要性を踏まえ、道徳の時間はもとより、自主的な読書活動、あいさつや職場体験学習などを通じて積極的な取組を進め、生命を尊重する心、規範意識や社会性をはぐくみます。

また、学校外においても、感性や好奇心、探究心を醸成するさまざまな遊びや学びのプログラムに参加できる場や空間を設けることにより、体験の中で自らの力を磨き、他人を思いやり、尊重できる豊かな心を育成します。

(3) 社会からの支援

親の家庭教育に関する考え方にも変化が生じており、親としての自覚がない人、子育てに自信のない母親、サポートしない父親など、家族の結びつきが希薄になり、親子のふれあいが減少しています。こうした中、子どもたち一人ひとりが人間としてかけがえのない存在であると実感しながら家庭ではぐくまれ、家庭や社会の一員として他者との適切な関係を築くことができるよう、家庭での教育を支援するため、保護者と子どもに身近に関わる人を対象とした学習機会や情報の提供を行います。

第4節 信頼される学校づくり

現状と課題

児童生徒数の減少や多様化する学習ニーズに対応するため、特色ある学校づくりにより活気ある学校運営を図ることが求められています。

そのためには、学校ばかりではなく、家庭や地域がそれぞれの役割を担いながら連携し、学校を支える体制づくりが必要です。

さらに、児童生徒や保護者の信頼と期待に応えるために、学校自らが教育活動や学校運営を評価・公表し、開かれた学校づくりに努めることも重要です。

施策の方向性

(1) 信頼される学校づくり

学校の自己点検、自己評価や評価結果の公表、学校評議員制度の活用等により、保護者や地域社会との連携を深めます。

また、教職員自ら自覚を持って、指導力と人間性を高め、学校・家庭・地域が一体となって、子どもとの心のふれあいを大切にした教育活動を展開します。

(2) 教育指導内容の改善

教育課程や指導方法の改善や充実によって、児童生徒の興味や関心、学習の過程に対応し、一人ひとりの特性に応じた指導を推進し、ゆとりある学習生活を送れるよう、児童生徒の個性を尊重した教育の実現を図ります。

第5節 幼児教育の充実

現状と課題

本市では幼稚園教育要領、保育所保育指針の趣旨に基づいて、地域社会とのかかわりを意図的・計画的に教育内容に取り入れて、生きる力の基礎を培う幼児教育を進めています。成長の最も基礎となる心身基盤を形成する幼児期において社会性の芽生えや豊かな心を培うための教育の場としての役割も幼稚園や保育所に求められています。

さらに、幼児教育から小学校教育への円滑な移行を目指しての課題もあります。幼児期にふさわしい主体的な遊びを中心とした教育から小学校における生活や学習等へ総合的な指導の流れを一貫したものにすることが重要となっています。それぞれの機能を高め、幼稚園と保育所、小学校、家庭、地域との連携を深めながら、教育内容の充実と教育環境の整備を進めていく必要性があります。

施策の方向性

(1) 保育・教育内容の充実

乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であるため、佐野市幼児教育振興プログラムを策定し、乳幼児教育の振興に関する集団生活の中での遊びや自然体験・社会体験などの直接的・具体的なかかわりを通じて、社会性の芽生えや豊かな心を培うため、佐野市の実情に応じた乳幼児教育の展開及び相談窓口体制の充実を図り、保育・教育の充実に努めます。

(2) 幼保小連携の推進

幼稚園・保育所・小学校においては、交流会や合同研究会を開催し、小学校入学前の保育・教育内容の相互の整合性を図るとともに、小学校との連携を図っています。また、小学校入学後安定した学校生活を始めることができるよう、乳幼児の小学校への体験入学や学校行事等への参加の機会を拡充します。

(3) 幼稚園・保育所の施設活用

幼稚園・保育所については、一時保育、地域子育て支援センター事業等に見られるような場の提供による機能活用が進められています。集団で遊ぶ場や機会の提供などについて検討を進めます。

第6節 特別な支援を必要とする子どもへの対応

現状と課題

障がいや発達に遅れのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心した生活を送れるようにするためには、乳幼児期から成人に達するまでの、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援が求められています。

近年では学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（AD／HD）、高機能自閉症など、療育や教育の場において特に支援が必要なケースもみられるようになり、これらの子どもに対する対応法や教育プログラムの研究が進みつつあります。

また、障がいの有無にかかわらず、幼児期から子ども同士が交流し、双方の意識上の障壁を解消することが大切であるという考えが広まりつつあります。

本市では、平成21年3月に策定した「第Ⅱ期佐野市障がい者福祉計画」に基づき、乳幼児健康診査や保健指導などで障がいの早期発見に努めるとともに、一貫性のある療育ができるよう支援しています。また、障がい児の療育に対する保護者の不安を軽減するため、保健・医療機関や施設と連携し、療育施設の整備や機能強化を図るとともに、保護者が安心して療育が行えるよう相談支援の充実を図っています。

発達段階に応じた適切な支援が求められるとともに、障がいのある児童の介護は親等の保護者が主に行っていることから、保護者の負担軽減を含めた支援が必要とされています。

施策の方向性

（1）関係機関等の連携による支援の推進

身体や知的に障がいのある子どもをはじめ、情緒、行動面などから、何らかの特別な教育的支援を必要とする子どもを支援するため、子どもにかかわる機関のネットワークを中心にさらに連携を密にし、子どもにとって最善の手立てを講じるとともに、家庭への適切な援助を行います。

（2）障がいのある子どもの保育・教育の充実

障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つために、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育を行います。

また、就学前から就学後、さらには社会的自立につながる継続した支援を行うため、教育相談を通じた就学指導や進路指導、養護教育の充実を図ります

(3) 障がいのある子どもの施策の充実

障がいのある人もない人も、共に普通に暮らしていけるようにする「ノーマライゼーション^{※1}」の理念のもとで、健全な発達を支援し、社会全体が障がいのある子どもやその家族を温かく見守る環境づくりを推進します。

(4) 特別支援教育の充実

小中学校において、障がい児がその障がいの程度に応じた教育が適切に受けられるよう、特別支援教育担当者や保護者、さわやか指導員が連携しながら、個人に応じた支援を図ります。

(5) 各種手当での充実

障がい児を対象とした各種手当を適正に支給し、保護者や家族の経済的負担の軽減を図ります。

^{※1}ノーマライゼーション：デンマークで1950年代にスタートした運動。男性も女性も、子どももお年寄りも、健康な人も、病気の人も、障がい者も、どのような人でも、互いに支え合い、地域社会で困難を感じることなく生活できる成熟した社会を目指そうとするもの。

基本目標5 子どもの個性と創造性をはぐくむ環境整備

第1節 子どもの居場所づくりの推進

現状と課題

子どもが健全で豊かな人間性をはぐくんでいくためには、学校の授業以外にも日々の遊びや自然体験など、さまざまな体験を積んでいくことが大切です。そのような体験や人々との関わりを通じて、自ら感じ、学び取る力をはぐくんでいくことにより、子どもたち自身が地域の一員であることを意識し、社会性を発達させていくことにつながります。

しかし、核家族化の進行と生活環境の変化に伴い、家に帰っても近所に遊び相手が少ない、安全な遊び場が少ない、戸外で遊ぶよりも家の中で一人で遊ぶことが多い、といった問題がみられます。

子どもたちの豊かな人間性や生きる力をはぐくむためには、子どもたち自身が自主的に参加し、自由に遊べ、安心して過ごせるよう、家庭、学校、地域がそれぞれの教育機能を発揮し、地域社会全体で子どもを育てる環境を整備することが重要な課題となっています。

施策の方向性

(1) 学校施設の活用

子どもが自由に、また安全に過ごすことができる遊び場や居場所を確保するため、管理運営体制を整備し、地域での身近な施設である学校の校庭の利用、体育館等の施設開放等の推進を図ります。

(2) 社会教育施設の活用、公園等の整備

公民館や児童館は、子どもの自由な交流の場として、さらなる利用の促進を図ります。また、安全な遊具の設置や子どもにとって魅力を備えた公園や緑地の整備を行い、子どもが仲間づくりや遊びを通じて自主性や社会性をはぐくむ場所の充実を図ります。

(3) 世代間交流の推進

児童館等での子ども向け行事の実施を促進し、また、地域の子ども会活動の活性化を図ることで、年齢の異なる子ども同士の交流の場を設け、子どもが社会性を身に付けながら友達づくりができるよう支援します。

また、子どもたちが体験から得る協調性や思いやりの心などをはぐくめるよう、身近な場所で高齢者等とふれあう機会の提供やNPOや事業者と連携した取組を推進します。

第2節 子どもの健やかな体づくりの推進

現状と課題

生活全体から日常的な身体運動が減少し、子どもの体力は低下傾向にあります。体育の授業だけでなく学校教育全体で体力向上に取り組むとともに、家庭や地域との連携が必要となっています。

また、学校における運動部活動は、児童生徒の豊かな人間性をはぐくむとともに、体力の向上に大きな役割を果たしていますが、専門的な顧問教員など人材の確保が課題となっています。

本市の児童生徒におけるスポーツでは、個々の活動レベルの差が広がり、練習時間や部員の減少、指導者の不足などもあり、全体的に活気を失いつつあります。体が形成される時期における競技力の向上やスポーツへの関心を高める必要があります。

また、子どもの健康的な営みができるように生活習慣の改善や指導など生活リズムを整える取組が重要となります。

施策の方向性

(1) 地域におけるスポーツ活動の推進

子どもの体力が低下傾向にある中、子どもがスポーツに親しむことで主体性や創造性をはぐくみ、心身の健康の保持増進を図るため、地域でのスポーツ少年団の活動の推進や、町会と体育指導委員等関係機関が連携した町会運動会の開催奨励などさまざまな取組に対して支援を行います。

また、子どもたちの多様なスポーツニーズに応えるため、総合型地域スポーツクラブの設立・活動支援を行い地域のスポーツ環境の整備を図ります。

(2) スポーツ指導者の育成、活用

各種競技のスポーツ指導者への各種研修会を実施するとともに、スポーツ指導者のスポーツリーダーバンクへの登録を行い、必要に応じて派遣を行うなど、スポーツ活動の推進を図る人材の育成及び活用を行います。

(3) 子どもスポーツ大会、教室等の開催

子どもがスポーツに親しみ、スポーツを通じて心身の健全な育成を図るため、各種のスポーツ大会やスポーツ教室を開催するとともに、新しいスポーツ・レクリエーション種目の紹介を行うなど、気軽にスポーツを楽しみ体験する機会や、スポーツを通じた交流の場づくりを進めます。

第3節 子どもの芸術文化活動の支援

現状と課題

芸術や文化活動は、子どもが心身ともに健やかに成長していくために必要であり、地域の文化に触れる機会があれば、心豊かに生活がすることができ、潤いとゆとりが持てることが期待できます。

本市では学校教育に地域の歴史文化に関する事業等を取り入れ、郷土への愛着をはぐくんでいます。常盤中学校の子どもたちに受け継がれる牧歌舞伎や、旗川小学校の子どもたちによる芦畦の獅子舞など、郷土の文化を体で学ぶことによって地域への愛着と誇りを感じています。

今後も、こういった郷土の文化を後世に伝えていく心をはぐくむために、より多くの子どもが本市の歴史や伝統文化にふれあう機会を増やしていく必要があります。

施策の方向性

(1) 学習・体験機会の提供

佐野市文化会館、佐野市郷土博物館、佐野市立吉澤記念美術館等で行われるさまざまな文化的イベントや地域社会の文化的資源を活用し、子どもたちが芸術・文化に接する機会や、さまざまな人と交流し、体験しながら豊かな感性や創造性をはぐくむ機会を提供します。

(2) 自主的な活動、発表機会の提供

佐野市文化会館において、音楽、演劇等の自主上演、また、市内の小・中・高等学校合同の音楽祭の実施など、子どもの文化活動に対して、自主的な創作発表の場や機会を提供し、その振興を図ります。

(3) 図書館サービスの充実

身近な学習拠点として、子どもたちにとって創造性をはぐくみ、健やかな成長を促す読書活動を推進し、豊富で多様な図書資料を提供するために、子ども向け図書の充実を図ります。

また、図書館利用の体験や、おはなし会、学校への読み聞かせ訪問などの各種行事や子ども読書活動を通じて、子どもが本に親しむ機会の提供に努めます。

(4) 図書館における総合学習の支援

小中学校の「総合的な学習の時間」において、調べ学習に必要な図書資料や情報を提供し、学習目的の達成を図るための支援を行います。

第4節 子どもの国内外交流の推進

現状と課題

近年の国際化の進展に伴い、人・物・情報が国境を越えて行き交う大交流時代が到来する中、優れた国際感覚と異文化に対する受容性が求められています。

本市では、次代を担う中学生の相互交流を中心に教育文化、スポーツなど広範な分野で姉妹都市との市民交流が定着しており、今後も相互の文化に対する理解と友好の促進を図りながら発展させる必要があります。

施策の方向性

(1) 友好都市交流の推進

国内外の姉妹都市等との交流を図ることで、異なる風土や文化に接することは子どもにとって自主性や社会性をはぐくむうえで有意義であることから、小・中学校間の交流事業をはじめ、友好都市を相互訪問するなどホームステイ事業等を推進します。

(2) 国際化に対応できる子どもの育成

子どもたちが外国の生活習慣や文化等を理解するために、海外の学校と交流を深め、それらについての紹介や学習会を開催します。

また、留学生をはじめ外国人と接し、交流できる機会づくりを行うことで、相互理解を深め、世界的視野を広げるような取組を進めます。

第5節 子どもの社会的活動の支援

現状と課題

子どもの健全な成長には、自らの主体的な判断のもとに行動し的確に解決する能力や、他人を思いやる心、たくましく生きるための健康や基礎体力をはぐくむことが必要です。そのためには、家庭や学校だけではなく、地域の役割が重要となっています。

地域での活動や世代間交流を図ることによって、子どもが地域に関わっていく体制をつくる必要があります。

施策の方向性

(1) 地域活動の支援

子どもが地域社会の一員としての自覚や社会性を身につけるため、地域におけるボランティア活動をはじめ、環境学習や環境保全の実践活動、祭りや地域行事への参加など、子どもの自主的な活動を支援し、活動の輪を広げます。

また、子どもが地域の施設等で高齢者や障がい者と交流し、ボランティア体験を行うなど地域活動の機会を設けます。

第6節 子どもに身近な自然環境の保全

現状と課題

子ども自身が良好な環境を保全していく意識を持ち、行動していくことは、本市だけの問題にとどまらず、地域に暮らす人間の一人として重要なことです。

良好な環境を保全していくことは、このまちに愛着を持って暮らしていくうえで大切であることから、環境の保全や具体的な取り組み方を学ぶ機会の充実など環境配慮の普及が求められます。

施策の方向性

(1) 地域における自然環境の保全

子どもが取り組む幼稚園や学校でのビオトープ^{※1}づくりや身近な自然の観察会といった取組を通じて、自然環境を大切にする意識の向上を図り、身近に地域の自然と親しめる環境づくりに取り組みます。

(2) 環境教育、啓発活動の推進

「“とちぎ発” ストップ温暖化アクション」等に取り組み、地域社会全体で行う身近な環境保全活動を通して環境教育を推進します。

また、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組や、地域こども会でのリサイクルに向けた廃品回収、ごみ焼却処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、ごみ問題の現状にふれることで、ごみの排出抑制、分別、リサイクルの効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に行います。

※1 ビオトープ: その土地に昔からいたさまざまな野生生物が生息し、自然の生態系が機能する空間のこと。
最近では人工的に作られ、植物や魚、昆虫が共存する空間をビオトープと呼ぶことが多い。

基本目標6 子どもにやさしい安心・安全なまちづくり

第1節 安心して子育てができる生活環境の整備

現状と課題

道路や公園、交通機関、公共的施設など、子どもや子ども連れの家族、障がいのある子どもたちをはじめ、誰もが安心して、快適に外出できる環境づくりが求められています。

ニーズ調査においても、「トイレがオムツの替えや親子での利用に配慮されていない」「歩道の段差がベビーカーや自転車の妨げになっている」が就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに多くを占めており、外出の困難さがうかがえる中でも子連れでの外出へのニーズは高くなっています。

少子化の時代にあって、都市施設の整備ばかりでなく、まちづくり全般において子どもの視点、子育て家庭の視点での取組がなされ、さらには、まち全体が子育てを応援する気風の醸成が求められています。

施策の方向性

(1) 安心して外出できるまちづくりの推進

子どもや妊産婦をはじめ、高齢者や障がい者を含むすべての人が安心して利用できる道路や公園をはじめとする公共施設等の整備を図るなど、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー^{※1}新法）」及び栃木県の「福祉のまちづくり条例」等に基づき、スロープの設置や段差の解消等のバリアフリー化や危険防止のための手すりの設置等を行います。さらに、ユニバーサルデザイン^{※2}を最優先に考え、例えばエレベーターが設置されていても、どこに設置されているか、場所がはっきりわかるように整備します。

また、ノーマライゼーションの基本理念に基づき、すべての人が地域社会で普通の生活を営む上で、困難を感じることをないようなまちづくりを推進します。

※1 バリアフリー : 高齢者・障がい者等が社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を取り除こうという考え方。

※2 ユニバーサルデザイン : 年齢や能力に関わりなく、すべての利用者に対して適合するよう、製品や環境を計画、開発、設計すること。

(2) 子ども・子育て家庭にやさしい店舗・公共施設の確保

気軽に乳幼児を連れて外出できるよう、おむつ替えや授乳のできる場などを提供してくれる店舗や公共施設の確保を図り、これらの施設の位置を示した子育てバリアフリーマップの整備をすすめます。公民館、図書館等、乳幼児連れの人が多く利用する公共施設については、利用者の視点に立ら、子どもサイズの便器、トイレ内のベビーシート・ベビーベッド、ベビーカーの導入、授乳室の設置など、子育て家庭に配慮した施設整備を図ります。

第2節 犯罪・交通事故等のない安全なまちづくりの推進

現状と課題

近年では、子どもが被害者となる事件や事故が多発しており、子どもの安全の確保が重要課題となっています。

本市では「自分のまちは自分で守る」という自己防犯の意識のもと、地域ごとに自主防犯組織の結成を促すとともに、緊急避難場所としての「こども110ばんの家」への協力を募り、子どもを犯罪から守るための活動を行っています。今後はこうした地域防犯活動において、地域における事件、不審者に関する情報、緊急時の対処法など情報の伝達が非常に重要となるため、家庭、保育所、学校、警察、防犯組織などが連携した情報を共有し、隅々まで行き渡る体制の充実が必要となっています。

また、子どもが犠牲になる交通事故が後を絶ちません。しかし、交通事故の要因でもあるモータリゼーションの進展は、現代社会における経済活動や生活全般において緩めることが難しい状況となっています。

このような中、本市では警察や各種団体との連携を図りながら、交通安全施設の整備、歩車分離交差点の設置や交通安全教育・交通安全意識の啓発活動など総合的な対策を展開してきました。

今後は、交通法規の遵守を徹底するための啓発と、子どもの視点に立った交通危険箇所の把握、改善が必要です。

施策の方向性

(1) 安全施設等の設置

子どもが交通事故や犯罪等の被害にあわないように、通学路における歩道設置及び車止め、カーブミラーなどの交通安全施設を整備するとともに通学路に防犯灯等の設置を行うなど子どもの通行の安全確保と夜間の犯罪対策の充実を図ります。

(2) 交通安全活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校などが連携、協力体制を強化し、子ども及び子育て家庭を対象とした参加型の交通安全教育及びチャイルドシートについての普及啓発活動を積極的に展開するとともにまたPTAや学校で安全マップを作成し、交通安全に対する意識の啓発、高揚を図ります。

(3) 防犯活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、地域においてPTA等の学校関係者や、防犯ボランティアなどの関係団体への、地域安全情報メール等による子どもに関する犯罪の発生状況の伝達、危険な場所等の地域安全情報の提供、共有化に取り組みます。

また、子どもの緊急避難場所となる「こども110ばんの家」の拡大等、青少年を守る会、防犯協議会等関係団体が行う自主防犯活動を支援するとともに、学校・園内外の安全対策を強化し、地域や関係団体と連携し、犯罪防止対策に取り組みます。

(4) 不慮の事故防止対策の推進

乳幼児の死亡原因の上位を占める誤飲、溺水、転落、やけどといった不慮の事故を未然に防ぐために、乳幼児健診などの場において、子どもの発達段階に応じた事故防止対策の啓発を行うとともに、関係機関と連携した事故防止及び適切な応急処置に関する教育・情報提供の推進に取り組みます。

第3節 子どもを取り巻く有害環境対策などの推進

現状と課題

交通事故と同様に、弱者である子どもたちが巻き込まれ、犠牲になる痛ましい事件が後を絶ちません。また、それらの事件を契機として、家庭、学校、地域において子どもを犯罪から守る取組が全国的に強化されてきています。

本市でも、小中学校単位で地域住民や保護者による登下校時の見守りやパトロール、スクールガード・リーダーによる小中学校の巡回や見守りなどを実施してきました。

今後は、地域で子どもを見守る、そして犯罪に対する厳しい目を鍛えるための意識付けや、さまざまな関係機関との連携強化による情報の共有が求められています。

施策の方向性

(1) 有害環境対策の推進

性や暴力等に関する有害図書類や有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念されることから、行政関係機関、PTA等の地域住民が連携、協力して実態を調査し、関係業界に対する自主規制の働きかけなど浄化活動を促進し、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

(2) 非行等の問題行動対策の推進

子どもの健全な育成に向けて、飲酒や喫煙、薬物乱用の防止のための啓発活動を推進するとともに、子どもの生活実態を把握し、問題行動を早期に発見して的確に対応するため、学校、青少年育成指導員等関係機関の連携を密にし、街頭パトロール、相談等の活動を推進します。

基本目標7 子どもの人権の擁護の推進

第1節 人権教育の推進

現状と課題

近年、子どもの人権を脅かすような様々な問題が全国的にみられます。本市でも児童虐待は発生しており、子どもの人権と安全が脅かされる状況が見られます。子どもが人として尊重され安全で健やかな成長ができるような取組が必要です。

すべての子どもたちが安心して育ち、守られ、社会の一員として生活するための基本的な生存、発達、保護、参加を保障する「児童の権利に関する条約」の普及・啓発が求められています。

施策の方向性

(1) 子どもの権利条約の啓発・普及

大人からの育児放棄や暴行、虐待などを受けることなく、子どもとしての権利が保障されるよう「児童の権利に関する条約」を普及し、子どもの意見が反映される社会づくりなど子どもが子どもとして育つ権利の確保を引き続き図っていきます。

また、人権に関する講座やセミナーの開催等、あらゆる機会をとらえて子どもの人権に関する啓発を行うとともに、子どもたちの自尊感情をはぐくみながら、豊かな人間関係づくりを目指す人権教育を推進します。

第2節 子ども参加型のまちづくりの推進

現状と課題

子どもが安心して毎日を健やかに暮らせるように守り育てられ、子ども自らの意思が尊重され、保障される社会をつくる必要があります。そのために、子どもを含めた社会全体の意識啓発を進めるとともに、保護の対象としてだけではなく、子ども自身の意見を反映させる社会の構築が求められます。

施策の方向性

(1) 子どもの意見が反映される場づくり

子どもの視点・感性がまちづくりに反映できるよう、子どもが主体的に参加できる子ども会議を開催するなど、積極的に意見を表明できる場づくりを推進します。

第3節 子どもへの虐待のないまちづくり

現状と課題

子どものいる家庭の減少や近所付き合いの希薄化などにより子育てをする親の孤立化が進み、保護者の育児への不安が増す中、保護者自身の日常における生活上のストレスや悩みなどさまざまな要因が複雑に絡み合って弱い子どもたちへの虐待として現れ、後を絶ちません。

本市では、これまで家庭児童相談員が中心となり、児童相談所、保健センター、民生委員・児童委員などの協力によって、子どもとの関わりやさまざまな相談に応じながら子どもへの虐待の予防、早期発見、早期対応に努めてきました。

さらに、対応が困難なケースについては、福祉、保健、医療、教育、警察などの関係機関によって構成する佐野市児童虐待防止連絡会議においてケースに応じた支援の在り方を協議し、問題解決にあたっています。

親子を孤立させないよう、地域社会における関わりに加え、親同士が交流や相談をできる場の充実が一層求められています。

■本市における虐待相談件数

(単位：件)

年度	総数	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他
平成16	18	1	0	8	0	0	4	0	0	0	0	5	0
平成17	13	0	0	5	0	2	0	0	1	0	0	5	0
平成18	10	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	6	1
平成19	8	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	2	2
平成20	14	2	2	2	0	2	2	0	0	0	0	3	1

■年齢別虐待相談件数

(単位：件)

年度	総数	0～3歳未満	3歳～ 学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他
平成16	18	2	4	7	4	1
平成17	13	2	6	4	1	0
平成18	10	1	2	5	2	0
平成19	8	1	0	7	0	0
平成20	14	1	3	9	1	0

施策の方向性

(1) 児童虐待防止体制の充実

現在も増加・複雑化している児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、保健センターにおける健康診査、相談事業、家庭訪問などの母子保健活動や相談業務をはじめ、学校、保育所の子どもに関わる機関の日常業務において、虐待防止、親子支援の視点を持つことで、その発生予防と早期発見に取り組みます。

また、市の関係機関のほか児童相談所、保健所、人権擁護委員、民生児童委員協議会、警察署、幼稚園連合会、小中学校長会、医師会等で要保護児童対策地域協議会を設置し、子どもへの虐待の予防や早期発見、また長期的な視野での保護者や家族への支援ができる体制の充実を図ります。

(2) 地域における見守り体制

生活の場である地域社会で子どもの様子に気を配ることにより、児童虐待の防止や早期発見が期待できることから、子育てサークル活動や地域での交流等を支援し、身近な人々がお互いに情報交換できる機会を設けます。

また、民生委員・児童委員等と地域の人々との協力・連絡体制を強化し、連携を図ることで、身近な生活の場における見守り体制の充実を図ります。

(3) 児童虐待に関する啓発活動

児童虐待についての知識や理解を深め、よりの確な対応・連携を図るため、関係機関の職員を対象にした研修を行います。

また、児童虐待の防止や早期発見に向け、市民を対象にした講演会等の啓発活動を積極的に行い、児童虐待に対しての意識の向上を図るとともに、子ども自身が児童虐待を認識し、すぐにSOSを発信できるよう、子どもに対してのCAP^{※1}などの啓発活動や情報提供を行います。

※1 CAP : こどもへの暴力防止プログラム (Child Assault Prevention) の略。CAPプログラムは、1978年に米国オハイオ州コロンバスのレイプ救援センターで初めて開発・実施されました。以来、全米200以上の都市で幼稚園から高校までの授業に取り入れられ、100万人以上の子どもたちがCAPプログラム参加したと推定されます。1985年にCAPプログラムが日本に紹介され、CAPスペシャリストを養成する講座が各地で開催され、現在では「CAPセンタージャパン」(NPO法人)として活動しています。

第4節 いじめ・不登校などへの対応

現状と課題

少子化や核家族化の進行により希薄になっていく人間関係の中で、生命の尊重、他人への思いやり、倫理観や正義感などの弱まりが見受けられ、犯罪やいじめ・不登校などが社会問題となっています。

子どもの精神的苦痛を軽減して、立ち直りを支援し、心身の健全な発達と自立を促していくために、スクールカウンセラーを活用した継続的なカウンセリングや保護者に対する助言等、相談体制の充実を図る必要性があります。また義務教育卒業後、社会や地域になじめず学業や生業を持たない子どもに対しても、関係機関と連携し、継続的な支援を行う必要性があります。

■いじめの認知件数の推移 (単位：件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学校	30	52	44
中学校	115	81	75
合計	145	133	119

■不登校児童生徒数の推移 (単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学校	10	18	21
中学校	121	107	100
合計	131	125	121

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

施策の方向性

(1) いじめや不登校に対する相談・支援体制の整備

不登校に悩む子どもの居場所づくりや引きこもりがちな子どもへの訪問指導の実施、また、いじめや不登校などのさまざまな悩みに対し、家庭や学校において子どもや保護者が気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。

第5章

目標事業量

第5章 目標事業量

1. 通常保育事業

■事業内容■

保護者の労働または疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所で保育を行う事業です。

○現在の状況（平成21年度見込）

1,857人の保育が可能であり、内訳は公立が1,530人、民間が327人利用できます。

○施策の方向

保育所の総数に変わりはありませんが、統廃合により公立保育所は減少し、民間の新たな誘導や私立保育園が認定子ども園となり、保育所機能（私立認定保育所）を持つことが見込まれることにより、民間保育所数は増加する見込みです。

人口動態や保護者の就労状況に応じて事業量を見直していくものとします。

現状（平成21年度見込）		平成26年度 目標事業量
箇所数	保育可能人数 ^{※1}	
19	1,857	20箇所 1,950人

※1 保育可能人数：年度当初に保育所で預かることができる人数。市の保育所は、保育質の面積や保育士の配置などを定めた「最低基準」を満たすことを条件に「定員の弾力化」に対応しており、年度当初は定員の115%まで入所を認めています。

2. 延長保育事業

■事業内容■

保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて在園児（保育所入所者）の保育を行う事業です。

○現在の状況（平成21年度見込）

公立4、私立4の計8保育所で開所時間11時間を超える延長保育を実施しており、全体で1日200人の利用が可能です。

○施策の方向

就労形態の多様化により利用者の増加が見込まれるため、必要に応じ受入れ人数、保育実施時間についての柔軟な対応や施設整備を検討します。

現状（平成21年度見込）		平成26年度 目標事業量
箇所数	人数	
8	200	12箇所 300人

3. 夜間保育事業

■事業内容■

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所において夜間に保育を行う事業です。

○現在の状況（平成21年度見込）

保育時間をおおむね午前11時から午後10時までとする、国庫補助事業対象となる夜間保育は実施していませんが、公立保育園1箇所で午後5時から9時までの延長保育を夜間保育として実施しています。

○施策の方向

現在、認可外保育施設で24時間保育が実施されています。将来的にニーズの高まりにより検討していきます。

現状（平成21年度見込）		平成26年度 目標事業量
箇所数	人数	
—	—	—

4. 休日保育事業

■事業内容■

日曜、祝日など休日の保育ニーズに対応するため、保育所において在園児を対象に休日に保育を行う事業です。

○現在の状況（平成21年度見込）

民間保育所1箇所で開催しており、年間延べ120人が利用しています。

○施策の方向

児童を受入れるにあたって、実施当たり2人以上の保育士の配置が必要なことから、限定的な運用となりますが、ニーズの高まりにより民間保育所での実施を中心に検討していきます。

現状（平成21年度見込）		平成26年度 目標事業量
箇所数	人数	
1	120	1箇所150人

5. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

■事業内容■

就労等により保護者が昼間家にいない、小学校等に通うおおむね10歳未満の児童に対し、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

○現在の状況（平成21年度見込）

18箇所を設置し765人の受入れを行っています。

○施策の方向

出生数の低迷と核家族化や共働き家庭の増加を勘案すると、入所希望の減少は考えにくいため、今後も施設の充実を図るとともに、未設置である小学校区への対応を検討します。

現状（平成21年度見込）		平成26年度 目標事業量
箇所数	人数	
18	765	23箇所850人

6. 放課後児童健全育成事業（放課後子ども教室）

■事業内容■

すべての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちに様々な活動を提供することにより、子どもたちが地域の中で、心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりを推進する事業です。

○現在の状況（平成21年度見込）

市内9小学校区で実施しています。

○施策の方向

地域の参画を得て充実を図るとともに、未開設である小学校区での開設をめざします。

現状（平成21年度見込）	平成26年度 目標事業量
箇所数	
9	14箇所

7. 一時保育事業

■事業内容■

就労形態の多様化や専業主婦の育児疲れや急病などに対応するため、保育所において一時的な保育を行う事業です。

○現在の状況（平成21年度見込）

児童の受入れに空きがある限り19箇所すべてで可能であり、年間おおむね170人が利用しています。

○施策の方向

これまでどおり全保育施設で可能な限り実施できるよう、受入れ体制と施設の充実を図っていきます。

現状（平成21年度見込）		平成26年度 目標事業量
箇所数	人数	
19	170	19箇所 240人

8. 病後児保育事業（体調不良児対応型）

■事業内容■

児童が病中または病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において、保育及び看護ケアを行う保育事業です。

○現在の状況（平成 21 年度見込）

保育中に熱を出すなど子どもが体調不良となった場合に、保育所の医務室等で看護師・保健師等の有資格者により保育と看護ケアを行う「体調不良児対応型」事業を、公立民間各 1 箇所、計 2 箇所で開催しています。

○施策の方向

現在の「体調不良児対応型」は地域の拠点として位置づける佐野、田沼、葛生の各地区 1 保育所で実施します。また感染症に対する保育所の対策には限界があるため、より安心できる就労支援のために「病児対応型」「病後児対応型」施設を医療機関等に併設できるよう関係機関に働きかけていきます。

現状（平成 21 年度見込）	平成 26 年度 目標事業量
箇所数	
2	4 箇所

9. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

■事業内容■

保護者が病気になった場合などに、児童養護施設等において、児童を一時的に短期間（7日間程度まで）預かる事業です。

○現在の状況（平成 21 年度見込）

3 箇所を設置し受入れを行っています。

○施策の方向

ニーズが少ないため、今後の動向を見ながら対応を図っていきます。
委託契約先を増やし、対象児に対して対応できるよう準備します。

現状（平成 21 年度見込）		平成 26 年度 目標事業量
箇所数	人数	
3	1	4 箇所 2 人

10. 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

■事業内容■

保護者が仕事などにより帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、児童養護施設等あるいは当該児童宅等において児童を一時的に預かる事業です。

○現在の状況（平成 21 年度見込）

実施していません。

○施策の方向

今後の動向を見ながら対応を図っていきます。

現状（平成 21 年度見込）		平成 26 年度 目標事業量
箇所数	人数	
0	0	—

11. 特定保育事業

■事業内容■

パートタイム形式の就労状況等により、午前中または午後のみという保育ニーズに応えるため、家庭での保育が一時的（1 か月 64 時間以上）に困難な場合、保育所入所の対象にならない児童を一次的に預かる事業です。

○現在の状況（平成 21 年度見込）

民間保育所 1 施設で実施しています。

○施策の方向

弾力的な預かり方で、受入れ体制の整備が必要となるため、民間保育所で実施できるよう推進します。

現状（平成 21 年度見込）		平成 26 年度 目標事業量
箇所数	人数	
1	3	3 箇所

12. ファミリー・サポート・センター事業

■事業内容■

育児支援を受けたい人と、育児支援を行っていききたい人を会員とする組織により、保育所への送迎や一時的な預かり等育児に関する援助活動を行う事業です。

○現在の状況（平成21年度見込）

1箇所を設置しています。

○施策の方向

ファミリー・サポート・センターの積極的なPRを行い、協力会員の要請に努め、対応を図っていきます。

現状（平成21年度見込）	平成26年度 目標事業量
箇所数	
1	1箇所

13. 地域子育て支援拠点事業

■事業内容■

地域において子育て親子の交流の場を提供し、相談や情報の提供、講習会等を行い、地域の子育て機能の充実を図る事業です。

○現在の状況（平成21年度見込）

公立2民間2、計4施設で対応しています。

○施策の方向

従来の施設に加え、新たに設置される地域拠点となる公立保育所、民間保育所、認定子ども園での新たな実施を促進するほか、JR佐野駅前の地域交流センターに開設されるひろば型の施設を加え充実していきます。

現状（平成21年度見込）	平成26年度 目標事業量
箇所数	
4	7箇所

14. 通学区域内の子育て支援施設のある小学校数

(栃木県指標)

■事業内容■

親子が気軽に訪れ、情報交換や交流などを行うとともに、必要な情報提供を受けたり相談ができるよう、身近な子育て相談・支援体制を充実させます。

○現在の状況（平成21年度見込）

通学区域内に地域子育て支援施設、児童館、子育てサロン等いずれかのある小学校は15校です。

○施策の方向

今後も施設の充実を図っていきます。

現状（平成21年度見込）	平成26年度 目標事業量
箇所数	
15	15箇所

15. 障がい児受入れ可能な保育所数（すこやか保育事業）

(栃木県指標)

■事業内容■

保育に欠け、集団保育において特別な配慮と発育発達の支援を必要とする子どもの発達段階に応じた支援と保育を行う事業です。

○現在の状況（平成21年度見込）

公立14箇所、民間3箇所の計17施設で受入れを行っています。対象児童3人に対し保育士1人という配置基準から、担当保育士の養成が急務になっています。また、保育室の確保に限界があることから、積極的に受入れができない保育所もあります。

○施策の方向

子どもの発育・発達や家庭状況に応じた支援ができるよう、保育士・看護師等の配置に努めるとともに、施設面でも専用の保育室の確保を図り、すべての保育所で実施できるようにします。

現状（平成21年度見込）	平成26年度 目標事業量
箇所数	
17	18箇所

16. 障がい児受入れ可能な放課後児童クラブ数

(栃木県指標)

■事業内容■

放課後健全育成事業（放課後児童クラブ事業）の中で、心身に障がいがある子どもたちの受入れも行っています。

○現在の状況（平成21年度見込）

18箇所を受入れを行っています。

○施策の方向

ニーズの動向を見ながら対応を図っていきます。

現状（平成21年度見込）	平成26年度
箇所数	目標事業量
18	20箇所

第6章

個別施策

第6章 個別施策

1. 地域における子育て支援

①子育てに対する相談体制の充実

施策名	施策内容	担当課
家庭児童相談室 運営事業	○家庭における適正な児童の養育、その他家庭児童福祉の向上を図るための相談、指導及び援助をします。	家庭児童相談室
要保護児童対策 地域協議会運営事業	○要保護児童対策地域協議会を開催し、虐待対応について関係機関と連携を図ります。 ○虐待を受けている児童や、養育支援を必要とする家庭を早期に発見して適切な支援を行います。	家庭児童相談室

②子育てに対する支援体制の整備

施策名	施策内容	担当課
子育て短期支援事業	○児童を養育している家族の保護者が疾病等の社会的な事由によって家族における児童の養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童福祉施設等において一時的に養育することにより、その児童及び家庭の福祉の向上を図ります。	家庭児童相談室
地域子育て支援拠点事業 (ひろば型) (センター型)	○地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進します。 ※主な内容 ・子育て親子への補遺所の施設の開放 ・育児相談 ・子育て講演会 ・子育て情報誌の発行	こども課 保育課
民間児童館運営委託事業	○地域における健全育成の拠点である児童館事業を民間児童館に委託し、当該地域の児童の健全育成を推進します。	こども課
児童館運営事業	○児童の健康を増進し情操を豊かに育てる目的で各種教室や四季の行事などの遊びを提供します。また、子育て教室、母親クラブ、子育て相談などの開催による子育て支援、並びに地域活動との連携を図る目的でボランティアの育成を推進します。	こども課

③子育て支援のネットワークづくり

施策名	施策内容	担当課
ファミリー・サポート・センター委託事業	○かつての地縁機能を代替するものとして、育児の援助を行う者と育児の援助を受けたい者を会員とする育児に関する相互援助活動を組織化することにより、働く人が仕事と育児の両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、働く人の福祉の増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的としています。	こども課
育児サークル活動支援	○育児サークルの親子に遊びの場、学びの場を提供します	こども課

④子育てに関する適切な情報提供の推進

施策名	施策内容	担当課
次世代育成支援対策事業	○子育て支援総合コーディネーターを配置して、情報誌による情報提供や利用援助活動等の支援を行うことにより、子育て支援を推進する基盤整備を促進する。	こども課
子育て支援情報の提供	○母子健康手帳交付時や全戸訪問、乳幼児健康診査等において、子育て支援や制度の紹介などを行います。	健康増進課

⑤子育てに対する経済的支援

施策名	施策内容	担当課
遺児手当	○両親が死亡、または父・母のどちらかが死亡した児童を養育する人に対して支給される手当です。	こども課
児童手当	○小学校修了前の児童（12歳に到達した最初の3月まで支給）を養育している人で、所得が一定額未満の場合に支給します。（手当額：3歳未満 月額10,000円、3歳以上 第1子・第2子 月額5,000円、第3子以降 月額10,000円）	こども課
子宝祝金支給事業	○子どもの誕生を祝い、健やかな成長を願って、安心して子育てを行えるように、3人目以降の子どもを出生した場合、子宝祝金を支給します。 ○支給の対象は、第3子以降の子（以下「対象児」といいます。）の出産を行った者またはその配偶者で、条例等に掲げる要件のいずれをも満たす場合に支給します。支給金額対象児以降の子1人につき10万円です。	こども課

施策名	施策内容	担当課
第三子以降保育料免除事業	○保育所入所児童のうち、第3子以降の3歳未満の保育料を免除します	保育課
私立幼稚園就園奨励費等補助金	○私立幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減するため、私立幼稚園の設置者に対して経費の一部を補助し、保育料または入園料の減額または免除を行います。	保育課
私立幼稚園第二子等保育料減免事業	○少子化対策として、第2子以降の私立幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減するため、私立幼稚園の設置者に対して経費の一部を補助し、保育料または入園料の減額または免除を行います。	保育課
私立幼稚園預かり保育補助金	○私立幼稚園児の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、預かり保育料の一部を助成する。	保育課

⑥ひとり親家庭の自立支援

施策名	施策内容	担当課
母子・父子家庭入学祝金支給事業	○母子家庭・父子家庭の児童が小学校、中学校に入学するときに祝金を支給します。ただし、市民税所得割が課せられていない家庭であることが条件です。	家庭児童相談室
母子・父子家庭等招待事業	○母子・父子家庭の親子や寡婦を日帰り旅行に招待します。	家庭児童相談室
母子寡婦自立支援事業	○配偶者のない女子で現に児童を養育しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行います。 ○配偶者のない女子で現に児童を養育しているもの及び寡婦に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。 ○母子寡婦福祉資金貸付業務（県の業務）の相談・指導も扱っています。	家庭児童相談室
児童扶養手当	○父母の離婚や父の死亡などによって、父と生計を同じくしていない児童や父が重度の障害にある状態にある児童が、心身ともに健やかに育成されることを目的として支給される手当です。	こども課

2. 子育てと仕事の両立支援

①多様で弾力的な保育サービスの充実

施策名	施策内容	担当課
通常保育事業	○保護者の就労や疾病などにより、保育に欠ける乳幼児を保育所で預かることにより仕事と子育ての両立支援を図ります。	保育課
乳児保育事業	○乳児（生後6か月以上児から）の保育を実施します。 ※風の子保育園（生後2カ月以上児から）	保育課
延長保育事業	○保育所では保護者の就労形態の多様化、勤務・通勤時間の増加等に伴い、保護者の保育時間延長の要望に応えるため、基本的な保育時間を超えた延長保育を実施します。	保育課
一時保育事業	○保護者の傷病、断続的な就労等やむを得ない理由やリフレッシュ等の事由により一時的に保育が必要となる児童の保育を実施します。	保育課
夜間預かり保育事業	○保護者の傷病、断続的な就労等やむを得ない理由やリフレッシュ等の事由により夜間に保育が必要となる児童の保育を実施します。	保育課
すこやか保育（障がい児発達支援）事業	○心身に障がいを持ち保育に欠ける児童の保育を実施し、児童の発達の支援と保護者の就労の支援を実施します。	保育課
病児・病後児保育事業	○児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所に通所する児童に対して保健的な対応などを実施します。	保育課
保育所整備運営計画策定事業	○子どもの健全育成と少子化対策の最も基本的な施策の一つである保育所サービスの一層の充実した提供により、安全な子育てを支援できるよう、様々な観点から検討を加え、実現可能な具体的施策として、保育所の整備運営計画を策定します。	保育課
民間保育所入所委託事業	○民間保育所の特徴である柔軟性、機動性を効果的に発揮し、多様化する保育ニーズに対応します。	保育課
広域入所委託事業	○勤務先や実家が市外にあるなどの理由により、他市町村の保育所へ入所を可能にするため、市町村間における保育の受委託を行います。	保育課

②放課後児童対策の充実

施策名	施策内容	担当課
放課後児童健全育成事業	○昼間、就労等により、保護者が家庭にいない小学校低学年の児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与えて情緒を豊かにし、集団生活を通して社会性と自主性を育てることにより児童の健全育成を図ります。	こども課

③男女共同子育ての推進

施策名	施策内容	担当課
ママパパ学級事業	○初妊婦及びその配偶者を対象に、保健師・助産師・栄養士による保健指導の他、夫婦で参加できる体験学習を実施します。	健康増進課

3. 親子の健康の確保と増進

①母子の健康づくりへの支援

施策名	施策内容	担当課
母子健康手帳交付事業	○母と子の一貫した健康管理と健康の保持増進のため、母子健康手帳を交付しています。必要に応じ、外国語版（8か国語）母子健康手帳を交付します。	健康増進課
妊婦健康診査事業	○妊娠中の健康管理の支援のため母子手帳交付時「妊婦一般健康診査受診票」を5回交付していましたが、平成21年4月より経済的負担の軽減のため14回に拡充しています。	健康増進課
妊産婦医療費助成事業	○妊産婦（妊娠の届出をした月の初日から出産した翌月の末日までに間）の方の保険給付に係る一部負担金を助成します。	こども課
ひとり親家庭医療費助成事業	○ひとり親家庭（父親、母親、両親のいない家庭など）の方で、18歳未満の児童を扶養している場合、児童と扶養している方の保険給付に係る一部負担金から薬局を除く医療機関ごとに月500円の自己負担を差し引いた金額を助成します。	こども課
乳児全戸訪問事業	○助産師や保健師がおおむね生後3か月までの乳児がいるすべての家庭に訪問し、保健指導や相談、育児状況の把握を行い、育児不安の軽減を図ります。	健康増進課
乳児健康診査事業	○疾病や障がいの早期発見・早期対応、育児支援を図るため、4か月児及び9か月児を対象に成長段階に合わせた乳児健康診査を実施します。	健康増進課
幼児健康診査事業	○疾病や障がいの早期発見・早期対応、育児支援を図るため、1歳6か月児及び3歳児を対象に成長段階に合わせた乳児健康診査を実施します。	健康増進課
股関節脱臼健診事業	○生後3～4か月の乳児を対象に股関節部X線検査を実施し、疾病の早期発見に努めます。	健康増進課
発達支援事業	○発達に不安を持つ保護者や子どもを対象に、子どもの発達段階にあったかわりが理解でき、保護者の心の安定と子どもの発達を促すことを目的に、教室を実施します。	健康増進課
のびのび発達相談事業	○発達障がい児の早期発見や適切な支援を行うことを目的に、5歳児を対象に発達相談を行います。	健康増進課

施策名	施策内容	担当課
母子栄養管理事業	○母子の心身の健全な育成を図るため、低所得世帯の妊産婦及び乳児に対し、栄養食品（牛乳または粉ミルク）を支給します。	健康増進課
母子健康相談事業	○育児力の向上及び育児不安の軽減を図るため、子育て中の親子を対象に専門職による相談事業等を行います。また、必要に応じ、育児不安の強い保護者に対し、こころの相談を行います。	健康増進課
保健指導事業 （訪問・面接・電話）	○母子の健康管理や育児不安の軽減、育児状況の把握や保健指導のため、訪問や面接、電話により保健指導を行います。	健康増進課
歯科保健事業	○歯科保健向上のため、乳幼児健康診査での歯科健診・相談のほか、歯の健康相談等を実施します。	健康増進課
乳幼児・児童生徒 予防接種事業	○子どもの健康を守るため、法に基づく定期の予防接種等を行います。	健康増進課
不妊治療費助成事業	○子どものいない夫婦に対し、医療保険適用外の不妊治療費の一部を助成します。	健康増進課
ブックスタート事業	○9か月児健診時等において、親子で本に親しむきっかけづくりのため、読み聞かせの大切さを説明し、読み聞かせの実演後、絵本をプレゼントします。	健康増進課
各関係機関との連携	○保健、医療のみならず福祉や教育等さまざまな分野との連携・協力のもと総合的、効果的な母子保健事業の推進を図ります。	健康増進課

②子どもへの医療対策の充実

施策名	施策内容	担当課
佐野休日・夜間緊急診療所運営支援事業	○日曜・祝日及び夜間における急患の診察を行う、佐野休日・夜間緊急診療所の運営費補助を行うことにより、医療体制の推進を図ります。	健康増進課
両毛地区広域行政推進協議会第二次救急医療参画事業	○第二次救急医療及び小児二次救急医療体制の推進を図ります。	健康増進課
佐野休日歯科診療所運営支援事業	○佐野市休日歯科診療所の運営補助を行うことにより、休日における歯科診療の不安の解消を図ります。	健康増進課
こども医療費助成事業	○小学校6年生までの保険給付に係る一部負担金を助成します。	こども課

③思春期保健対策の充実

施策名	施策内容	担当課
思春期保健事業	○小・中学生を対象に生命の尊重や性に関する知識の普及を図るために学校保健等との連携による事業や思春期相談を行います。	学校教育課 健康増進課

④食育の推進

施策名	施策内容	担当課
栄養相談事業	○ママパパ学級や乳幼児健康診査等での栄養指導・相談及び関係機関との連携により食育の推進を図ります。	健康増進課
食育推進事業	○保育所や学校給食への取組の充実（旬を知る、安全な食材、地場野菜の導入）を始め、食に関する学習や情報提供に取り組みます。また、妊産婦には各教室等で食生活の改善に向けた学習の機会や情報提供に努めます。	農政課

4. 子どもが心身ともに健やかに育つための支援

①家庭教育力の向上

施策名	施策内容	担当課
家庭教育推進講座 開催事業	○子どもをもつ保護者を対象に、家庭における教育力の向上を目指し、家庭教育に関する知識・技能・態度について学習する講座や講演会を開催します。	生涯学習課
公民館親と子の交流 活動	○子どもの情操を豊かにし、心身の健全な成長を図り、親と子の心の交流と連帯を深めるため読書活動、各種学習のグループ活動を行います。	中央公民館

②次代の親の育成の推進

施策名	施策内容	担当課
中学校マイ・チャレンジ（職場体験）推進事業	○中学2年生が地域の事業所等において、3日間の職場体験等を行い、地域の人々とのかかわりを主とした社会体験活動を行います。	学校教育課
獣医師との連携事業	○小学校1年生を対象に、獣医師と学級担任が共同でウサギ等の小動物とのふれあい授業を行い、生命を尊重する心や豊かな情操を育みます。	学校教育課

③生きる力をはぐくむ学習環境の整備

施策名	施策内容	担当課
海の自然体験活動 推進事業	○主に小学校5年生が栃木県立とちぎ海浜自然の家を利用して自然の中で2泊3日の集団宿泊学習を行い、心身の調和のとれた健全な児童の育成を図ります。	学校教育課
青少年教育キャンプ 場維持管理事業	○自然とふれあう野外活動を通して、心身共に健全な青少年の育成を図るため、自然生活体験学習の場として開設します。	生涯学習課
アドベンチャー キャンプ開催事業	○奥深い山あいでのキャンプを通して、子どもたちの「冒険心」を引き出しながら、たくましさや忍耐力、協調性を養います。	生涯学習課
子ども会ジュニア リーダー研修会開催 事業	○子ども会ジュニアリーダーが、集団での宿泊生活や野外体験を通して、リーダーとしての知識や技術を学ぶことにより、子ども会活動の進展と活性化を図ります。	生涯学習課
スクールバス運行 事業	○葛生、氷室、野上小学校並びに常盤、田沼西中学校の遠距離通学児童・生徒の送迎を行います。	教育総務課

施策名	施策内容	担当課
小中学校 特別非常勤講師 配置事業	○小中学校の教科等に関する専門的知識・技能を有する社会人を派遣し、教科指導等の充実を図るとともに、社会とのかかわり等についての知識や技能を学ぶための支援をします。	学校教育課
外国青年英語指導 助手指導事業	○外国青年英語指導助手（ALT）が各小中学校を訪問し、日本人教師と共同で英語の授業を行います。児童生徒の興味・関心を高め、「聞く」「話す」などの英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。	学校教育課
さわやか教育指導員 配置事業	○佐野市における心の教育推進事業の一つとして、小・中学校に教育指導員を配置し、不安や悩みを抱えた児童生徒や特別な教育的支援が必要な児童生徒に対し、教育相談や学校での活動の支援を通して、健全な心の育成や特別支援教育の充実を図ります。	教育センター
さわやか健康指導員 配置事業	○佐野市における心の教育推進事業の一つとして、小・中学校の児童生徒の心身の健康にかかわる問題や保健教育活動全般にわたり、養護教諭の補助的な役割を担う健康指導員を配置して、保健教育活動の一層の充実を図ります。	教育センター
心の教育相談員 活用事業	○児童生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレス等を和らげることのできる第三者的な存在となり得る「心の教室相談員」を市内の小・中学校に配置し、生徒が心のゆとりを持てるような環境をつくります。	教育センター
子どもと親の相談員 配置事業	○小学校段階で不登校や問題行動などの未然防止・早期発見・早期対応を、保護者との連携の下に推進したり、学級経営の課題や児童虐待に対応したりするために、小学校に「子どもと親の相談員」を配置することにより、小学校における教育相談体制の充実を図ります。	教育センター

④信頼される学校づくり

施策名	施策内容	担当課
学校評議員制度 推進事業	○小中学校ごとに、毎年度学校評議員を5人～7人委嘱します。学校評議員は、当該学校の教育目標、教育課程、教育活動、地域との連携等学校運営に関する事項について、校長の求めに応じて意見を述べ、校長が適正に学校運営を行うことを支援します。	学校教育課

⑤ 幼児教育の充実

施策名	施策内容	担当課
幼稚園地域子育て等推進事業補助金	○幼稚園が実施する高齢者等世代間交流事業などの地域子育て支援事業を助成し、社会性の芽生えや豊かな心を培う教育を推進します。	保育課
幼稚園教員研修費補助金	○幼稚園が実施する幼稚園教員の資質向上のための研修にかかわる経費と一部を助成することにより、幼児教育の振興を図ります。	保育課
幼保小連携推進充実事業 保幼小教育研究事業	○県幼児教育センター、教育委員会、佐野市が連携し、幼稚園、保育所、小学校関係教職員等の相互研修事業等を実施し、幼児期から児童期への円滑な移行を図ります。	保育課 学校教育課
幼稚園施設整備費補助金	○幼稚園の園舎の増改築並びに園具等施設整備の環境整備を行う経費の一部を助成し、幼児教育の振興を図ります。	保育課
保育所地域活動事業	○世代間交流事業 保育所園児と地域の高齢者がさまざまな行事等を通じて交流を図ります。 ○異年齢児交流事業 保育所園児と地域の小学生が行事や遊びを通じて交流を図ります。	保育課

⑥ 特別な支援を必要とする子どもへの対応

施策名	施策内容	担当課
障害児福祉手当の支給	○日常生活において常時の介護を必要とする重度の20歳未満の障がい児に障害児福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。	障がい福祉課
特別児童扶養手当の受付	○精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当の受付を行います。	障がい福祉課
特定疾患者福祉手当の支給（小児慢性）	○原因不明で治療方法が確立されていない難病に罹患した方に特定疾患者福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。	障がい福祉課
介護給付費	○障がいのある方が身近な地域で自立した生活が送れるよう、介護系のサービスを利用します。 居宅介護（ホームヘルプ）・行動援護 児童デイサービス・短期入所（ショートステイ）	障がい福祉課
移動支援事業	○障がいのある方が身近な地域で社会参加できるよう、外出の支援を行います。	障がい福祉課

施策名	施策内容	担当課
日中一時支援事業	○日中、障がい福祉サービス事業所において、障がい者等の家族の就労を支援したり、または家族の一時的な休息のために、見守り、社会に適応するための日常的な訓練などを行います。	障がい福祉課
補装具支給事業	○身体機能を補い、日常生活や就学・就労をしやすくするため、補装具の購入または修理に要する費用の支給を行います。	障がい福祉課
補装具支給事業	○身体機能を補い、日常生活や就学・就労をしやすくするため、補装具の購入または修理に要する費用の支給を行います。	障がい福祉課
日常生活用具給付等事業	○在宅の障がいのある方に日常生活用具を給付することにより、日常生活上の便宜を図ります。	障がい福祉課
難病患者等ホームヘルプサービス事業	○在宅で生活する難病患者やその家族に対し、ホームヘルパーを派遣し、日常生活を支援します。	障がい福祉課
サポートファイルの作成・配布	○早期から就労に至る一貫した支援のために、子どもの成長や発達の様子、相談記録などを保護者がファイリング、補完するためのサポートファイルの作成、配布を行います。	障がい福祉課
発達障がい児者本人支援事業（ソーシャル・スキル・トレーニング）	○発達障がい児者が、社会生活や対人関係を営むために必要な知識と技能（ソーシャル・スキル）を身につけ、自己価値観や自尊心を確立できるよう支援します。	障がい福祉課
発達障がい家族支援事業	○主に発達障がいから来る児童の特性のために育てづらさを感じている家庭に対し、児童にどのようにかかわっていくかの養育技術を学ぶ場、地域で同じ悩みを持つ家族同士が出会う場、つながる場として学習会（ペアレント・トレーニング、ペアレント・サポート等）を実施します。	障がい福祉課

5. 子どもの個性と創造性をはぐくむ環境整備

①子どもの居場所づくりの推進

施策名	施策内容	担当課
こどもの国運営事業	○児童健全育成の遊び場の拠点施設であるこどもの国を安全で快適に利用し、かつ健全な遊びを通して、こどもたちの情操を育み親子で楽しめる事業を企画し、実施します。	こども課
子ども居場所推進事業	○子どもたちが週末にさまざまな生活体験・社会体験・自然体験などを通して豊かな心を培い、生きる力をはぐくめるよう、体験活動の機会の充実を図るとともに、子どもの居場所づくりを推進します。	生涯学習課
放課後子ども教室推進事業	○主に放課後や土日の活動を中心に小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施します。	生涯学習課

②子どもの健やかな体づくりの推進

施策名	施策内容	担当課
スポーツ教室開催事業	○子どもから成人までを対象にスポーツに親しむ環境と交流の場を提供し、健康増進を図ります。	スポーツ振興課
作原野外活動施設指定管理事業	○スポーツやレクリエーションを通して、市民の健康と体位の向上並びに青少年の健全育成をはかる施設として開設します。	生涯学習課

③子どもの芸能文化活動の支援

施策名	施策内容	担当課
アストロカー運営事業	○天体観測車アストロカー「シリウス」を活用して、児童館や地域の子どもの会等で天体観測会を実施します。	こども課
おはなし会	○児童（低学年）に対して、毎週土曜日・夏休み及びクリスマスにおはなし会を開催し、読書指導並びに読書習慣の育成を図ります。	図書館
子ども映画会	○子ども向け映画等の視聴覚資料を利用し、子どもの感性を高めます。	図書館
子どもと本のセミナー	○児童作家等を招へいし、子どもにとっての読書の必要性和そのあり方を学びます。	図書館
学校利用推進事業	○市内の小学校4年生と6年生が、学習進度に合わせて郷土博物館の展示資料を見学し、学習の効果を高めるとともに、郷土に対する理解を深めます。	郷土博物館

④子どもの国内外交流の推進

施策名	施策内容	担当課
日本語教室事業	○佐野小学校内に佐野市日本語教室を設置し、外国人児童生徒が日本の生活習慣や学校生活にスムーズに適応できるように指導・支援するとともに、母国の文化や言葉、歴史などに誇りがもてるよう、日本の児童生徒に紹介する機会を設定したり、個人面談等を行ったりします。	学校教育課
佐野・芦屋青少年交流促進事業	○茶釜の産地として共通の文化を持つ福岡県芦屋町と本市の青少年が、様々な交流を通して互いの文化や歴史を学ぶとともに、社会性・協調性を養います。	生涯学習課

⑤子どもの社会的活動の支援

施策名	施策内容	担当課
三世代交流事業 (高齢者の生きがいと健康づくり事業の一環として実施)	○高齢者との交流を通し高齢者に対する理解を深め、敬老意識の醸成を図るとともに、高齢者も子供との交流を通し生きがいのある生活が送れるようにします。 三世代交流グランドゴルフ大会、ゲートボール大会、輪投大会、ゲーム大会、運動会(佐野市老人クラブ連合会に委託)などを開催します。	いきいき高齢課

⑥子どもに身近な自然環境の保全

施策名	施策内容	担当課
農村公園維持管理事業	○農村居住者の健康増進と憩いの場を提供するため、また児童が安心して遊べるよう、遊具の安全点検や清掃等の維持管理を行います。	農山村振興課

6. 子どもにやさしい安心・安全なまちづくり

①安心して子育てができる生活環境の整備

施策名	施策内容	担当課
公園整備事業	○公園で児童が安心して遊べるよう、道具の安全点検や防災点検を行います。	公園緑地課

②犯罪・交通事故等のない安全なまちづくりの推進

施策名	施策内容	担当課
交通安全施設事業	○児童等の交通安全のため、カーブミラー・区画線・ガードレールを整備します。	道路河川課
交通安全教育事業	○交通安全意識高揚のため、市内保育園等で交通安全教室を開催しています。	交通生活課
交通指導員設置事業	○児童の登下校児の安全確保のため、市内交通情勢や学校、市民の要望等により通学路上の特に必要な箇所に交通指導員を設置し交通指導をします。	交通生活課
チャイルドシート購入費補助事業	○乳幼児を交通事故から守るため、チャイルドシート購入費の一部補助を行います。	交通生活課

③子どもを取り巻く有害環境対策などの推進

施策名	施策内容	担当課
少年指導センター運営	○青少年の健全な育成と、その福祉を阻害する恐れのある行為の未然防止及びこれらに関する有効適切な指導並びに補導活動を行ないます。	少年指導センター
青少年健全育成市民啓発事業	○青少年健全育成強化月間にあわせ、他の団体と連携・協力し、街頭啓発活動を中心に青少年健全育成啓発を実施し、市民の意識高揚を図ります。	少年指導センター
青少年健全育成地域懇談会開催事業	○地域懇談会を開催し、青少年健全育成、非行防止について啓発し、市民の意識高揚を図ります。	少年指導センター
街頭補導実施事業	○少年補導員による街頭補導活動や青少年を取り巻く環境の浄化活動により、青少年の非行防止及び非行の早期発見に努めます。	少年指導センター

7. 子どもの人権の擁護の推進

①人権教育の推進

施策名	施策内容	担当課
学校教育における人権教育研究推進事業	○人権教育研究指定校を指定し、学校教育における人権教育の在り方を研究します。その研究成果を市内小中学校に発表し、各学校の人権教育の充実を図ります。	学校教育課
子ども学習会	○小・中学生を対象に基礎学力の向上、科学的、合理的な見方、考え方を育て、人権尊重の精神を培い、心の豊かさと自主的な行動力の育成を図ります。	生涯学習課
人権学習講演会	○子どもの人権と虐待問題を考え、支援・援助することの大切さについて啓発を行います。	生涯学習課

②子ども参加型のまちづくりの推進

施策名	施策内容	担当課
子育て支援事業（こども会議）	○佐野市の将来の担い手である子どもたちに、子どもの視点で身近な課題解決について話し合ってもらうことで地域に興味関心を持ってもらうためこども会議を開催します。	こども課

③子どもへの虐待のないまちづくり

施策名	施策内容	担当課
子ども人権委員（人権擁護委員）による子ども人権相談所開設事業	○定例人権相談所（定期的に総合福祉センター・田沼中央公民館葛生あくど保健センター内に子ども人権委員（人権擁護委員）による子ども人権相談所を開設し、子どもの人権にかかわる問題（虐待、いじめ、不登校等）の相談に応じます。	人権推進課
子どもの人権尊重意識の高揚を図るための街頭啓発及び啓発リーフレットの全戸配布事業	○様々な人権問題とともに子どもの人権尊重意識の普及高揚を図るため、街頭において啓発リーフレット及び啓発物品を配布し、啓発リーフレットを市内全戸に配布します。	人権推進課

④いじめ・不登校などへの対応

施策名	施策内容	担当課
スクーリング・サポート・ネットワーク事業	○教育センターにスクーリングサポーターを配置し、不登校児童生徒及び特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援を行います。	教育センター
教育相談事業	○幼児及び児童生徒の心身の健全な育成を図るため、教育上の問題や悩みを持つ児童生徒及び保護者等を対象に教育相談を実施し、問題解決への援助を行います。	教育センター

資料編

資料編

○行動計画策定までの経過

年 月 日	事 項
平成20年12月17日～29日	ニーズ調査票発送・回収
平成21年10月6日	第1回佐野市児童福祉推進協議会 ・委嘱状交付 報告事項 ・佐野市少子化対策推進本部の設置について ・地域子育て支援拠点施設について 協議事項 ・佐野市次世代育成支援行動計画（案）について
平成21年11月11日	第2回佐野市児童福祉推進協議会 報告事項 ・佐野市少子化対策推進本部による事業調査の結果について 協議事項 ・佐野市次世代育成支援行動計画（案）について
平成22年1月4日 ～22年2月3日	佐野市ホームページ、公共機関にてパブリックコメント 意見募集
平成22年2月16日	第3回佐野市児童福祉推進協議会 協議事項 ・佐野市次世代育成支援行動計画（案）について
平成22年3月	策定

○佐野市児童福祉推進協議会条例

平成 17 年 12 月 19 日

条例第 281 号

(設置)

第 1 条 児童福祉の推進を図るため、佐野市児童福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じて、児童の健全育成及び子育ての支援に関する基本的施策について調査審議する。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉に関し識見を有する者
- (2) 児童福祉に関連する団体の推薦を受けた者
- (3) 児童福祉に関する事業に従事する者
- (4) 市議会議員
- (5) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(部会)

第 5 条 協議会は、特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

佐野市児童福祉推進協議会委員名簿

No.	区分	氏名	所属等	役職
1	1号	柳川 悦子	社団法人佐野市医師会	
2	〃	藤原 保利	佐野短期大学 社会福祉学科	会長
3	〃	小林 研介	佐野市幼稚園連合会	
4	2号	奥村 美佐子	佐野市こども会連合会	副会長
5	〃	田中 志保美	佐野市小中学校PTA連絡協議会	
6	〃	谷 和文	佐野市民生委員児童委員協議会	
7	〃	川村 享子	栃木県家庭教育推進センター連合会 佐野支部	
8	〃	加藤 敏子	児童館母親クラブ	
9	〃	三井 健	佐野市町会長連合会	
10	〃	大森 薫	足利中央特別支援学校佐野地区保護者	
11	〃	萩原 たみえ	男女共同参画ネットワークさの	
12	〃	亀田 四郎	足利人権擁護委員協議会佐野部会	
13	〃	熊倉 勝	佐野ユネスコ協会	
14	3号	石島 裕敏	佐野警察署生活安全課	
15	〃	尾花 源司	佐野市立小中学校長会	
16	〃	矢島 昇	佐野地区高等学校長会	
17	4号	井川 克彦	佐野市議会	
18	〃	鈴木 靖宏	佐野市議会	
19	5号	小林 明男	県南児童相談所	
20	〃	小倉 安弘	安足健康福祉センター	

※任期：平成20年3月17日～平成22年3月16日

佐野市次世代育成支援行動計画
後期計画（平成 22 年度～平成 26 年度）
子どもが育ち 親もまた育つ まちが子育て応援団
－「おもいやりの心！」職場も家庭も笑顔でいっぱい－

発行年：平成 22 年 3 月

編集：佐野市こども福祉部 こども課

☎ 0283-20-3023

ホームページ <http://www.city.sano.lg.jp/>